

「平和に関する論点整理」(戦後80年版)

浄土真宗本願寺派総合研究所

はじめに (戦後80年を迎えて)

2025(令和7)年、日本は戦後80年を迎えます。浄土真宗本願寺派総合研究所では、2024(令和6)年度宗務の基本方針の具体策「2. 平和への取り組み」のもと、どうすれば平和を実現できるのかを考えていくために必要な論点をまとめ、念仏者としての具体的な取り組みを検討した「平和に関する論点整理」(戦後80年版)を作成しました。

宗門では、戦後50年にあたる1995(平成7)年に「戦後問題」検討委員会を設置し、翌年提出された答申において、具体的戦争協力の実態や、今日的課題が明らかにされました。戦後70年にあたる2015(平成27)年には、宗門全体で平和に関する学びを深め、具体的な取り組みの機縁とすべく「平和に関する論点整理」を作成し、2016(平成28)年には、公聴会等で議論が重ねられました。以降、さまざまな平和への取り組みが進められています。

翻って、世界では、2022(令和4)年以降のロシアによるウクライナ侵攻、2023(令和5)年以降のパレスチナ・ガザ地区におけるハマスとイスラエルとの武力衝突など、現実「平和」とはいえない状況が続いています。

刻々と変化する世界情勢の中で、戦争に協力した過去を有する宗門が、平和構築に寄与するために、何ができるのでしょうか。国家や社会、または他の団体とどのような関係を持ち、いかなる視点を持って、平和への取り組みを進めていくべきでしょうか。

本論点整理では、戦後70年以降の宗門の取り組みと世界の現状を把握することから始め、戦後80年という長い時間の中で点検されてきた戦争協力の実態やその問題性を整理していきます。再び同じような状況に陥らないためにも、なぜ戦争に協力するに至ったのか、戦後の平和への取り組みはどのような視点からなされてきたのかを確認し、戦争や平和をめぐる議論や取り組みを受け継ぐことで、戦争にどう向き合い、平和構築のために何ができるかを検討するための基礎を共有することを当面の課題とします。

本論点整理が、宗門の平和への取り組みがより積極的かつ建設的に行われ、未来に平和を切り拓いていくための素材となることを願う次第です。

〔註〕本論点整理は、平和への学びを深めるための基礎資料として、研修会等でご活用ください。

目次

はじめに（戦後80年を迎えて）	1
I. 現代における戦争と平和	3
1, 戦後70年以降の取り組み	3
2, 2015年以降の世界の動向	6
3, 戦後国際社会と戦争	9
4, 平和構築に向けて	11
II. 戦後の取り組みと現代的課題	12
1, 戦後本願寺教団における平和への取り組み	12
2, 戦後50年と「戦後問題」	15
3, 戦後日本社会と教団としての課題	18
III. 近代日本の戦争と宗教	19
1, 近代国民国家の形成と宗教	19
2, 近代日本の対外戦争	23
3, 本願寺教団の戦争協力	25
IV. 教団による戦争協力とその背景	33
1, 神道非宗教説	33
2, 真俗二諦の教旨	35
3, 戦時教学	38
4, 「真俗二諦の教旨」を直視すること	40
V. 心安らかな社会の実現に向けて	43
1, 「戦争と平和」へのいくつかの問い	43
2, 念仏者として取り組む視点	46
3, 戦後80年にあたっての平和貢献策（提言）	48
おわりに	52
■主な参考文献	53

I. 現代における戦争と平和

宗門(本願寺教団)には、日本の対外戦争の遂行に積極的に加担した歴史があります。戦後、宗門は、過去への反省の中で、平和への取り組みを進めてきました。その礎は、宗門として固有の現実認識を持ち、社会的課題を明らかにしてきたことです。

第I章では、戦後70年以降の宗門の取り組みと、世界の動向をまとめ、今できる、しなければならない平和への取り組みや視点を確認します。

1. 戦後70年以降の取り組み

①戦争体験者の減少、記憶の風化、世界に山積する問題

2015(平成27)年、広島平和記念公園で勤修された「平和を願う法要」のご親教において、ご門主は次のように述べられました。

戦争の当時を生きられた方々が少なくなってゆくなかで、戦争がもたらした痛みの記憶は遠いものとなり、風化し忘れられつつあります。また先の大戦において、本願寺教団が戦争の遂行に協力したことも、決して忘れてはなりません。こうした記憶の風化に対し、平和を語り継ぐことが、戦後70年の今を生きる私たちに課せられた最大の責務です。

また2016(平成28)年10月1日、伝灯奉告法要初日のご親教「念仏者の生き方」では、

今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積しています

と示され、「これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩悩にあります」と述べられました。

戦後70年を経過し、戦争の悲惨な実態を知る体験者が減少し、高齢化する中で、戦争の記憶が風化しつつあること、また、人類の生存すら危ぶまれる諸種の問題を多く抱えている世界の現状が指摘されています。

こうした中で、宗門では、築地本願寺での戦後70年シンポジウム「宗教と平和—中東とチベットの現実から問う平和への道—」(2015年7月25日、『宗報』2015年8月号に報告)、第35回「千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要」(2015年9月18日)をはじめ、宗派・教区・組・各種教化団体において、法要やさまざまな集いなどが行われました(総合研究所ホームページ「非戦平和」への取り組み参照)。

②平和に関する論点整理(戦後70年版)

戦後70年を機縁とし、「予断と偏見を排しつつ、宗門内外のさまざまな意見をとりあげ、

問題の所在を明らかにし、今後、宗門全体で平和に関する学びをいっそう深める」ことを目的に、「平和に関する論点整理」（『宗報』2015年11月・12月合併号。以下「戦後70年版論点整理」）が作成されました。戦争と平和をめぐる素朴な問いを出発点とし、自分自身の問題として平和を考えていくために、仏教における平和についての考え方、国際関係の中で地道な活動を通して平和づくりが行われてきたことなどが確認されています。

ここでは、現代における平和の概念（「戦後70年版論点整理」6頁）と平和構築の多様な方法（「同」8頁）について振り返ります。現代における平和の概念は、一般的には「消極的平和」と「積極的平和」の2つに分類されて理解されています。国家間の戦争がない状態を平和と考えるのが「消極的平和」です。しかし、形式的に戦争が終わったとしても、少数民族に対する弾圧、経済的・社会的な不平等、テロなどの課題が残ったままになることがあります。このような、争いを惹起する構造的な要因、社会の仕組みや伝統の中にある抑圧的な構造を解消し、国家ではなく個人に焦点をあてて、真の平和をめざす考え方が「積極的平和」です。この考え方から、「安全、公平、平等、信教の自由を含む人権の尊重、飢餓の克服、環境問題など種々の要素」を内容とする「人間の安全保障」という考え方が発展してきました。ただ、積極的平和にも「文化的多様性への寛容と矛盾する場合がある」「より凄惨な戦争状況を軽視しがちになる」といった課題があります。

また、専門書に示される内容をもとに、平和構築の多様な方法として、以下の17項目を挙げています。

【平和構築の多様な方法】（「戦後70年版論点整理」より）	
①軍事力の利用と管理 （管理には軍縮や核兵器の廃絶・不拡散を含む）	⑩法の支配
②国連等の平和活動	⑪地域における警察機能の充実
③戦争の否定と非暴力・平和の発信	⑫平和活動者の育成
④経済的な相互依存	⑬宗教的寛容の推進
⑤国や地域の価値の共有	⑭文明間対話
⑥市民的防衛（侵略軍に対する軽蔑、嫌悪、非協力といった非暴力的プロテストを含む）	⑮人的交流
⑦武装解除などによる地域社会の安定	⑯戦争の歴史についての教育（宗門における戦争協力の歴史への反省もこれに含まれる）
⑧民主化	⑰和解
⑨構造的暴力の克服（飢餓、格差、差別等の克服）	

「戦後70年版論点整理」の公表後、各教区で公聴会が開催されました。公聴会ではさまざまな意見が出され、その意見は「平和に関する論点整理」をテーマとした公聴会の意見集約」（『宗報』2017年8月号。以下「2017年意見集約」）にまとめられました。ここでは、「宗派へ期待する活動」（10頁）、また「平和に関する学びから見えてきたもの」（13頁）を要約します。

【宗派へ期待する活動】 (「2017年意見集約」)	【平和に関する学びから見てきたもの(要約)】 (「2017年意見集約」)
① 声明を出してほしい	平和創造の真の基礎づくりとして、国の内外に 仏教の意義を伝える必要がある。
② 議論する場を設けてほしい	「平和の定義」その概念規定が曖昧なまま、私 たちは平和問題に取り組んできたのではないか という反省。
③ 少数民族への活動を行ってほしい	多様な平和貢献活動の中、仏教徒・念仏者 として行える、行うにふさわしい平和への取 り組み・活動について共に議論し、具体案の 検討を進める必要がある。
④ 宗派を超えた対話を進めてほしい	
⑤ 沖縄のことを知ってほしい	
⑥ 戦時教学の歴史を学ぶ活動を進めてほしい	
⑦ 念仏者の具体的な平和活動を示してほしい	

戦後80年を迎える今だからこそ、これらの意見や課題は、平和への取り組みを進めていく上で、再確認すべき活動や視点であると位置付けられます。

③戦後70年以降の取り組み

宗門では、戦後70年を機縁とした平和への学びを通して、貧困・飢餓・差別などの諸課題の解決に向けた具体的な平和貢献策が検討されました。2018(平成30)年には、重点プロジェクトの実践目標を「〈貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～〉一子どもたちを育むために一」と定め、以後、仏教の布施の精神をもとに、国内外で貧困に苦しむ子どもを支援する「子どもたちの笑顔のために募金」などの取り組みを進めています¹。また各教区や組、寺院などさまざまな組織・団体などにおいても、平和に関する法要や集いなどが継続して行われています²。

2019(令和元)年には、映画『ドキュメンタリー沖縄戦—知られざる悲しみの記憶—』が製作されました。総合研究所において、2016(平成28)年より凄惨な戦争の記憶が刻まれた沖縄での現地調査を重ねる中で、同映画の製作が始まりました。同映画は、戦争当時の映像や記録を駆使し、地上戦を体験した人びとの証言や専門家による解説などによって構成されており、宗派の枠を超えて、戦争体験者一人ひとりの声を継承しつつ、戦争と平和を自分自身の問題として考えるきっかけになるよう製作されました。そのため、一般映画館で上映されるだけでなく、各教区での「平和学習のための映画上映会」では平和学習に資する視聴覚教材として活用されています。

同じく2019年には、戦時被災等調査委員会が設置され、2020(令和2)年4月から6月にかけて「宗門寺院と戦争・平和」調査が行われました。同調査は、「ご自坊の記録にもとづいて、組・教区・宗門全寺院に関わる歴史事実を確認し、記録して後世に伝えていく」(『宗

-
- 1 「『御同朋の社会をめざす運動』(実践運動)・重点プロジェクトのさらなる推進(2024年度)」、「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)総合基本計画・重点プロジェクト(いずれも浄土真宗本願寺派公式ウェブサイト)他参照。
 - 2 各教区・組などの取り組みについては、浄土真宗本願寺派公式ウェブサイト(私たちの取り組む社会課題、地域での活動レポート)、総合研究所ホームページ(「非戦平和」への取り組み)他参照。

報』2020年3月号) ことを目的として実施され、50の質問項目のうち38項目にわたって記述回答欄を設け、記録資料・実績・写真などの有無が尋ねられました。調査結果は『宗報』(2020年9月号～2021年8月号、全10回)に報告され、2021(令和3)年11月20日～12月8日には、調査記録や資料を写真やグラフで紹介した「宗門寺院と戦争・平和展」(本願寺伝道院・お茶所)が開催されました。2022(令和4)年2月には調査結果をとりまとめた『本願寺派寺院と戦争—「宗門寺院と戦争・平和」調査報告書』(以下『本願寺派寺院と戦争』)が発刊され、全国各寺院における記録の保存・継承が必要であり、宗門の重要な課題であることが示されました。

同調査の問15(報国信仰運動)では、「日中戦争が進展するとともに、国を挙げての戦争協力体制が作られていきます。本願寺教団も、真宗の真俗二諦的理解や念仏の護国的理解に基づいて、毎年のように名称と内容を変えて報国信仰運動を展開していきますが、あなたはそのことをご存知ですか」と尋ねています(『本願寺派寺院と戦争』33頁)。回答結果(無回答を含む割合)は、「よく知っている」6.6%、「少しは知っている」29.8%、「あまり知らない」31.2%、「全く知らない」29.6%となり、6割以上が宗門の戦時中の歩みをよく知らないという結果が出ました。

また問34(戦犯釈放運動)で「講和発効後、戦犯裁判受刑者の釈放や留守家族扶助のための運動がおこりますが、本願寺教団もこの運動に大いに貢献したといわれています。あなたはそのことをご存知ですか」と尋ねたところ、「よく知っている」2.1%、「少しは知っている」12.5%、「あまり知らない」42.9%、「全く知らない」40.1%となりました(『本願寺派寺院と戦争』67頁)。宗門の戦後の歩みについても、よく知らない方が多いという実態が明らかになりました。

2、2015年以降の世界の動向

2015(平成27)年、フランス・パリでテロ事件が起きました。その後もヨーロッパ、アフリカ、中東、アジアなど各地でテロや紛争が頻発し、報道されない紛争も多数あります。2022(令和4)年にはロシアがウクライナに侵攻し、2023(令和5)年以降はイスラエルとパレスチナの武力衝突が続き、民間人への被害、人道や難民の問題が生じています。

①ウクライナ情勢・ガザ情勢

2022(令和4)年11月に開催された第11回宗門教学会議では、「平和構築と自衛権をどう考えるのか—ロシアによるウクライナ侵略をうけて—」をテーマとして、ロシアとウクライナの間情勢をふまえながら、戦争という現実に向き合い、課題を浮き彫りにするための議論を行いました(『宗報』2023年2月号・3月号参照。なお、同年度開催の第10回六条円卓会議も同テーマで開催された(『宗報』2023年5月号))。

同会議では、ロシアによるウクライナ侵攻の背景について、

- ・国際関係や政治経済の構造的な変化、NATOの東方拡大、ウクライナの少数民族の

問題などさまざまな説が挙げられているが、どれが正しいのかは判断できない

- ・ロシアとウクライナの戦争は、2022(令和4)年2月24日に始まったという理解があるが、ドンバス戦争という既に起きていた内戦の延長上にある

と指摘されました。2014(平成26)年以降、南部のクリミア・東部のドンバス地域をめぐって対立が表面化し、2015(平成27)年にはミンスク合意³が結ばれましたが、2020(令和2)年まで戦闘が継続していました。そして2022(令和4)年、ロシアは民主的手続きを踏んだとしてウクライナ東部のドンバス地域2州(ドネツク州・ルハンスク州)を独自に国家承認しました。その直後、2月24日に「特別軍事作戦」と称してウクライナへの軍事侵攻を始め、以後、占領地域を拡大し、交戦が続いています。2年半を経過した現在も停戦・終戦の見通しは立たず、ウクライナによる越境攻撃も行われています(2024年12月時点)。

次に、ロシアのウクライナによる侵攻とその影響について、同会議では、次の点が指摘されました。

- ・国連総会における非難決議に賛成しても、経済制裁はしない国が多い
- ・今後、似たような紛争が生じる可能性がある
- ・食料不足、世界的な飢餓状態が起きる可能性がある
- ・原子力発電所が初めて戦場になった

ウクライナでは、断続的に民間施設やインフラ施設などへの爆撃が行われ、数百万もの人びとが国内外に避難するなど、民間人への甚大な影響が続いています。またロシア軍撤退後キーウ近郊に位置するブチャで民間人が多数殺害されたことが明らかになりました。その他、人道、食料安全保障、エネルギー危機など、世界に波及するさまざまな課題が生じ、ロシアのプーチン大統領の発言などにより核兵器の使用が懸念される事態ともなりました。

ウクライナ情勢と同様に、2023(令和5)年10月以降のガザ情勢も、国家・民族・宗教・人をめぐる複雑な関係を背景として、長年にわたる対立と紛争の累積の末に発生したものであり、人道上の深刻な事態が生じていることが確認できます。イスラエルとパレスチナにおいては、ヨーロッパ各地に離散して居住していたユダヤ人が、19世紀以降、迫害によりパレスチナへの移民を開始すると(シオニスト運動)、アラブ人との間で対立が起きるようになりました⁴。近年では、2度にわたるインティファダ⁵があり、ハマスがガザ地区を掌握す

- 3 ミンスク合意…ウクライナ東部の紛争を解決することを意図し、ミンスク議定書(2014年)による停戦を履行することを目的とする協定で、ベラルーシのミンスクで調印された(2015年)。欧州安全保障協力機構(OSCE)の監督のもと、フランス・ドイツが仲介して、ウクライナとロシアが署名した。
- 4 イギリスとフランスは、第1次世界大戦後にパレスチナ周辺を分割することを密約するサイクス=ピコ条約(1916年)を結び、イギリスはイスラエルの建国を支持したバルフォア宣言(1917年)を出した。その後、イギリスによる委任統治(1923～48年)、国連総会でのパレスチナ分割案採択(1947年)を経て、1948(昭和23)年にイスラエルの建国宣言がなされたが、その直後から、これまでに4度の中東戦争(1948年・1956年・1967年・1973年)が起きた。
- 5 インティファダ…1987～93年と2000～05年にパレスチナ(ガザ地区・ヨルダン川西岸地区)で起きたイスラエルに対する抵抗運動。第2次インティファダでは、自爆テロなどが多く実行された。

るようになって以降は、イスラエルやパレスチナにおいて暴力行為や武力衝突が断続的に生じています。

そして2023（令和5）年10月、パレスチナ武装勢力ハマス⁶によるイスラエルへの攻撃により、多くの死傷者が出ました。イスラエルは「戦争状態」を宣言し、パレスチナ・ガザ地区に対する軍事作戦を展開しました。イスラエルと、他のイスラム組織などとの武力衝突なども起こっています（2024年12月時点）。ガザ地区では、病院を含む民間施設が大きな被害を受け、多くの一般市民、子どもが犠牲となり、住居を追われ、食料、水・燃料・ガス、医療物資や生活必需品などが逼迫していることが伝えられています。国連開発計画（UNDP）の報告書は、ガザ地区の経済損失は約69億ドル（約1兆764億円）にのぼり、1か月戦闘が長引けば約2億ドル（約312億円）ずつ増える見通しであること、戦闘前の状態に復興するには20年以上要することを明らかにしています（『朝日新聞』2024年5月2日付）。

②国際社会の対応と課題

ロシアがウクライナへ侵攻した当初から、北大西洋条約機構（NATO）諸国を中心に、ウクライナへの軍事支援が継続的に実施されています。各国は軍事費の拡大や、軍事同盟の見直しを行い、欧州連合（EU）や主要国首脳会議（G7）各国を中心に、ロシアなどに対する金融制裁や経済制裁などを行っています。一方、ロシアに対する支援・協力をを行う国もあります。

「国際平和と安全維持」の主要な責任を負う国際連合（国連）の安全保障理事会（安保理）は、2022（令和4）年2月25日に、ロシアを非難する決議案を審議しましたが、当事国であり安保理の常任理事国であるロシアは拒否権を行使しました。その後、安保理の要請によって、ロシアによるウクライナ侵攻を議題とする国連総会緊急特別会合⁷（第11回）が開催され、現在までに6つの決議が出されています。

イスラエルとパレスチナ（ガザ地区を含む）に関する紛争については、1997（平成9）年以降、継続して国連総会緊急特別会合（第10回）⁸が行われています。2018（平成30）年までに20の決議が出されましたが、2023（令和5）年10月以降、3つの決議が出されています。また同年12月には、南アフリカが、イスラエルによるガザ地区攻撃がジェノサイド条約⁹違反

6 ハマス…20世紀前半、エジプトの民間組織「ムスリム同胞団」を源流とし、1987（昭和62）年に誕生したイスラム組織。2006（平成18）年にパレスチナ立法評議会選挙で第一党となり、2007（平成19）年以降、ガザ地区を事実上掌握している。

7 国連総会緊急特別会合…1950（昭和25）年の「平和のための結集」決議に基づき、国連安保理が世界の平和と安全のために行動を取れない場合に招集される。

8 国連総会緊急特別会合（第10回）…中東情勢を解決するための会合。緊急特別会合の多くは1回で終わるが、第10回は毎年複数の会合を重ねている。

9 ジェノサイド条約…1948（昭和23）年に国連総会で採択された「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約」。国民・人種・民族・宗教集団の全部や一部を破壊する目的をもって行われる集団殺害や生活条件の剥奪などを禁止する。ナチスが600万人を超えるユダヤ人を殺害したホロコーストを契機として、第2次世界大戦後に結ばれた。

にあたるとして、国際司法裁判所 (ICJ)¹⁰に提訴しています。

紛争に際しての戦争犯罪を捜査する国際刑事裁判所 (ICC)¹¹は2023 (令和5) 年5月、ウクライナから子どもの連れ去り (住民の違法連行) に関与したとしてプーチン大統領などに逮捕状を出しています。また2024 (令和6) 年5月には、ガザ情勢における市民の殺害、人質をとっての虐殺、住民の食料供給の遮断といった戦争犯罪についての捜査を開始し、同年11月にイスラエルのネタニヤフ首相、ハマスの指導者らに逮捕状を出しています。

世界では、ウクライナ情勢・ガザ情勢に対して、制裁、支援、捜査、仲介などのさまざまな対応が行われています。しかし、未だに停戦・終戦には至っておらず (2024年12月時点)、一度始まった戦争を終結させることの困難さが浮き彫りとなっています。また、戦争の長期化によって人道危機や難民問題が深刻化していることも、重く受け止める必要があります。

3. 戦後国際社会と戦争

2001 (平成13) 年のアメリカ同時多発テロ事件 (9.11) 以降、「テロとの戦い」やIS¹²の出現など、「国家対国家」の戦争に限らない紛争が増加し、国際紛争の情勢は一層複雑化しています。このような情勢をふまえ、ここでは国際社会における平和構築の課題として、戦争の現状や核問題の動向、日本の立ち位置などについて確認していきます。

①第2次世界大戦後の戦争

1945 (昭和20) 年10月、原則的には戦争を禁じることを掲げ、「戦争の惨害から将来の世代を救」(国際連合憲章) うことを目的とする国際平和機構である国際連合 (国連) が結成されました。

その後まもなく、世界は冷戦期に突入しました。大国同士の戦争は起きませんでした。朝鮮戦争 (1950～53年休戦) やベトナム戦争 (1960～75年) など、日本近隣でも戦争が起き、冷戦終結後も、湾岸戦争 (1990～91年)、旧ユーゴスラビアでの分離独立に伴う紛争 (1991～99年)、ルワンダ内戦 (1990～94年) などが起き、民族浄化や内戦を発端とするジェノサイド (集団殺害) など、民族紛争を発端とする人道的危機が生じています。その後も、アフガニスタン (2001～21年)、シリア (2011年～)、イエメン (2014年～) などにおいて武力紛争が起こっており、近年では従来の国家間による戦争だけではなく、非国家主体が関与する

10 国際司法裁判所 (ICJ) …1921 (大正10) 年オランダのハーグに創設された「常設国際司法裁判所」の後身として1945 (昭和20) 年に設置された。その判決は、関係各国を拘束できる。

11 国際刑事裁判所 (ICC) …1998 (平成10) 年に採択された「国際刑事裁判所ローマ規程」によって設立された常設の裁判所で、国連からは独立している。国際社会全体において、集団殺害犯罪、人道に対する罪、戦争犯罪など重大な犯罪に問われる個人を訴追する。

12 IS…2011 (平成23) 年頃からイラク・シリアなどで活動を拡大したイスラム過激派組織。「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)、「イスラム国」などと呼ばれることもある。

紛争の増加により、終結が難しく長期化する傾向が強まっています¹³。

また、科学技術の革新が進み、コンピュータ制御や電子誘導によるミサイル攻撃、そしてドローンなどによる無人攻撃など遠距離からの殺戮、サイバー攻撃¹⁴が行われるようになりました。情報の拡散も各段に進んでおり、ソーシャルメディアなどを通して、衛星画像、戦場の様子などが瞬時に入手できるようになりました。一方で、偽情報の拡散や情報の偏向、報道されない情報の存在、被害者の生の声が十分に伝わらないなどの問題が指摘されています。例えば、2014（平成26）年のガザ攻撃においては、西側諸国は自衛権に基づく50日の「戦闘」と報じましたが、ガザ地区ではその戦闘は前日に始まったとの認識から「51日戦争」といわれています。このことから、見解や報道に差や偏りがあることは否定できません。

②核をめぐる動向

80年前、広島・長崎に原子爆弾が投下されました。その後、人類は核開発を加速させ、「抑止力」として利用し、より多くの核を保有する道をたどってきました。核保有国は次第に増え、現在、世界には1万を超える核兵器が存在しているといわれています。

それと並行して、世界では、核保有国（米英中仏ソ）以外の核兵器の開発・拡散を防止するための核兵器不拡散条約（NPT）、地上・地下を問わず核実験を禁止する包括的核実験禁止条約（CTBT）など、核の廃絶や削減、核軍縮に向けた取り組みが行われてきました¹⁵。現在広がりを見せつつあるのが、2017（平成29）年に採択された核兵器禁止条約（TPNW）であり、核保有国の核廃棄や核被害者の援助、環境修復を主要テーマとしています（2021年発効、日本は未署名）。同年、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞し、2024（令和6）年12月には、被爆者唯一の全国組織であり、被爆者支援や核廃絶に取り組んできた日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。

一方、2019（令和元）年にアメリカが中距離核戦力全廃条約（INF）を離脱して同条約が

13 世界での武力紛争は、1946（昭和21）年に20件ほど、1992（平成4）年には50件を超え、2003（平成15）年頃には30件と推移しており、国家間の戦争は減少したものの、アジアやアフリカを中心に、21世紀以降も年間30～40件の武力紛争が生じているとされる。多賀秀敏『平和学入門 2 戦争を理解するための思考のドリル』（勁草書房、2020年）参照。

14 サイバー攻撃…社会に深刻な影響を与えることを目的に、サイバー空間上の情報資産やネットワークに不正侵入して行われる攻撃。不正アクセス、マルウェア（不正プログラム）による情報流出、情報の窃取・改ざん、情報システムの機能妨害、電力や医療など重要なインフラのシステムダウンなど、さまざまな種類が挙げられる。『令和6年版防衛白書』参照。

15 1962（昭和37）年のキューバ危機後、1963（昭和38）年に米英ソによる部分的核実験停止条約が結ばれ、1968（昭和43）年には核兵器不拡散条約（NPT）が採択された（1970年発効）。1987（昭和62）年には米ソの2国間で地上配備の中距離核を削減する中距離核戦力全廃条約（INF）が結ばれ（翌年発効）、1991（平成3）年に米ソ間で大陸間弾道ミサイル（ICBM）や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、重爆撃の運搬手段の総数を削減しようとする戦略核兵器削減条約（START I）が締結された。以降、START II（1993年合意）、新START（2010年発効）などの交渉が行われ、2021（令和3）年には新STARTの期限が2026年に延長された。また1996（平成8）年には包括的核実験禁止条約（CTBT）が採択された。

失効しました。2023(令和5)年2月21日にロシアは新戦略兵器削減条約(新START)の履行停止を発表するなどしています。多国間の条約であるNPTは、2022(令和4)年の第10回運用検討会議において成果文書が採択できないまま終幕しました。さらに、戦術核(局地的な戦場での使用が想定される核兵器)に関しては、軍備管理や軍縮条約といった国際的な取り決めはありません。ロシアによるウクライナ侵攻以降は、ロシアによる核使用を示唆する発言などがなされ、核をめぐる現実的な脅威が高まっています。

4, 平和構築に向けて

戦後、日本は、世界の恒久平和を願い、戦争に直接関与してきませんでした。しかし、現在の日本およびその周辺にあたる東アジアや東南アジア地域においては、自国の領土・領海や権益を守るという観点から、核戦力や中長距離ミサイルなど軍事力の拡大が進み、海域をめぐる衝突によって緊張が高まっています。インド・太平洋地域の安全保障は、日本にとって大きな課題となっています。政府は他国との連携を図りつつ、防衛費の増額、反撃能力の確保などを模索し、2022(令和4)年には安保三文書(国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画)を閣議決定しました。

またグローバル化が進んだことで、世界で起きている紛争の影響が、私たちの生活に及ぶようになってきました。ヨーロッパ、アフリカ、アメリカ、そして中東、アジア・太平洋の諸地域が安定していなければ、私たちの生活の支えとなる食料・飼料や原料・燃料などが届くこともありません。たとえ遠くの地で起きていることであっても、もはや私たちに無関係とはいえません。

戦後70年以降、宗門では、戦争の記憶や記録の継承という課題に向き合い、世界平和を構築していくための具体策を議論し、平和への取り組みを進めてきました。しかし、世界の現況に照らし合わせれば、戦争を起こさないための取り組みだけでなく、戦争が起きたときの取り組みについても考えていく必要があります。武力衝突の早期解決を願いつつ、武力衝突によって生じる戦争犯罪や人道に対する罪、ジェノサイドなど、平和をめぐる状況を正しく認識した上で、

- ・起きた戦争に対して、何ができるのか？
- ・戦争の中で苦しむ人びとに対して、何ができるのか？
- ・戦争の終結後に「平和」を構築するために、何ができるのか？

といった問いを持つことが、真の平和を構築していくための第一歩となります。

〈第I章 まとめ〉

本章では、戦後70年以降の宗門の平和への取り組みを振り返るとともに、国際社会の現状を概観してきました。これらを通して、念仏者としてどう戦争に向き合い、平和への道筋を切り拓いていくのかを考えていくために必要なことを3点掲げ、以下、論点整理を進めていきます。

- ・戦前・戦中の宗門の歴史を学び、平和への取り組みを継承する
- ・戦争が起きる背景を正しく知り、自分自身の課題として平和を考える
- ・世界や日本の実状を見据え、どのような未来を創造するのかを模索する

Ⅱ．戦後の取り組みと現代的課題

戦後80年を迎え、宗門内においても、平和への取り組み自体を知らない世代が増えてきています。第Ⅱ章では、戦後宗門の平和への取り組みは、どのような変遷を経て現在に至るのか、いかなる視点から取り組みがなされてきたのかを確認します。戦後80年の動向を振り返ることで、私たちの立脚点や受け継がなければならない課題を抽出します。

1．戦後本願寺教団における平和への取り組み

①戦没者追悼法要

戦後、本山や別院をはじめ、各地で戦災者追弔会・追弔法要などが行われました。1948（昭和23）年からは平和記念法要が行われ、1952（昭和27）年からは戦没者追悼法要と名を改めて、毎年8月15日に本願寺で法要が修行されています。

1981（昭和56）年には、東京の国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑において第1回千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要が勤修されました。以降、毎年9月18日¹⁶に執り行われています。「千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要の願い」には次のようにあります。

国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑で追悼法要を修行することは、日本の侵略戦争に協力した私たちの宗門の過ちを反省し、慚愧の思いをもって、戦争のない世界を築くという願いのもと、平和への誓いを新たにすることに他なりません。

宗門には、日本の対外戦争に加担した過去があります。この法要の「全戦没者」という名称は、先の大戦において戦場で亡くなられた人びとばかりでなく、世界でくり返し起きてきた幾多の戦争によって尊い生命を失った、全世界のすべての戦争犠牲者を追悼する意が込められています。戦争は、生きとし生けるものすべての幸福を願い平和を希求する仏教の教えに、大きく背くものです。この法要は、悲惨な戦争をくり返してはならないという決意を新たにす法要として、平和への取り組みを宗門内外に示す中心的な役割を担い続けています。

16 9月18日…1931（昭和6）年、中国東北部の奉天近郊の柳条湖付近で、南満州鉄道の線路が爆破された柳条湖事件が起きた日。関東軍は張学良（奉天軍）によるものと公表して軍事行動を開始し、まもなく満州地域の主要都市を占領した。満州事変の発端ともされる。

②基幹運動(同朋運動・門信徒会運動)とヤスクニ問題の取り組み

宗門では、1950(昭和25)年に設立された同朋会を起点として同朋運動¹⁷が始められました。親鸞聖人700回大遠忌法要の翌年にあたる1962(昭和37)年以降、門信徒会運動¹⁸が始められ、門信徒と僧侶の課題を共有して、差別や抑圧など社会と教団が直面する諸課題への取り組みが進められてきました¹⁹。

1980(昭和55)年以降、これらの運動を統合的に進めるべく始められたのが、基幹運動です。人権抑圧や環境破壊、戦争、さらに高齢・少子化、過疎・過密、青少年問題といった社会のあらゆる分野でのさまざまな矛盾や苦悩を課題として、宗門に属するすべての人びとが、私と教団のあり方を見直し、一人ひとりの苦悩に共感し、社会の現実に向き合って歩むことで、御同朋の社会の実現をめざす取り組みとして展開されてきました。教学研鑽のための問題提起を主眼とした研修資料「御同朋の社会をめざして」(1992年)では、同朋三者懇話会の取り組みに学んで、「真俗二諦」「業・宿業」「信心の社会性」が課題として取りあげられ、継続して研修が重ねられてきました。

平和に関する取り組みは、例えば、1986(昭和61)年の基幹運動における現実課題への取り組みとして、「靖国・平和問題への具体的取り組みを教団規模において実施する」という活動内容があげられ、その後、重点項目として取り組まれています。

【基幹運動における平和などの取り組み(重点項目)の例】	
1988(昭和63)年	いのちの尊厳と現実社会を問題にしてみ教えに生きよう —差別・平和・靖国問題へのとりくみを—
1991(平成3)年	平和・人権・靖国をはじめとする社会の問題に取り組み、いのちの尊厳をまもろう —生活の場を通じての学習と実践を—
1996(平成8)年	戦争・ヤスクニの事実に学び、平和を尊ぶ仏教の精神を身につけよう —研修を通じて私たちの課題をあきらかに—
2001(平成13)年	過去の過ちに学び、平和を求める念仏者になろう —非戦・ヤスクニの課題を担い、平和への確かな歩みを—
2006(平成18)年	過去の過ちと現実を直視し、差別と戦争のない社会をめざして同朋運動に推進しよう

17 同朋運動…『同朋運動四〇年のあゆみ』(同和教育振興会 編、浄土真宗本願寺派基幹運動本部、1990年)には、「同朋運動こそが、宗祖親鸞聖人の「御同朋・御同行」のお心によって成り立つ「同朋教団」を真に確立する運動であり、また、被差別と抑圧と支配に呻吟して生きる人々と共に歩まれた親鸞聖人の願いを、真に受け止めて歩む念仏者の生き方であることを確信し」(i頁、「刊行にあたり」とある。

18 門信徒会運動…1961(昭和36)年の「親鸞聖人700回大遠忌法要御満座の消息」に基づき、「全員聞法・全員伝道」を願いに、伝道教団の再生などをめざして推進された運動。

19 『門信徒会運動20年のあゆみと展望』(浄土真宗本願寺派門信徒会運動本部)では、「真宗教団の普遍宗教集団から民族宗教集団への変質という実質を見落としてはならない。…(中略)…真宗教団は、同時に神社神道教団として編成されたという国家神道遺制の中にある」(10頁)、また「真宗信心のひろく平等な人間観による社会形成の異質性が確認せられなければならない」(同)などと、教団のあり方や教学の課題が提起されている。教団と国家の関係については、本論点整理22頁「国体と宗教」も参照されたい。

こうした取り組みの中で継続して問われてきたのが「ヤスクニ問題」です。ブックレット基幹運動 No.16『平和シリーズ3 戦争と平和に学ぶ—宗教と国家を考える—』では、靖国神社²⁰が持つ宗教性や役割・機能など本質的な事項を明らかにすべきことを指摘し、念仏者としての課題を次のように示しています。

靖国問題は、決して政治の問題や宗教間論争の問題ではありません。または個人の内面の問題（内なるヤスクニ）としてのみ問題化される事柄でもありません。私たち一人ひとりの信心のありようが再確認される大切な問題であり、真宗念仏者として、教義・教学上の不可避の課題とも言えるでしょう。（83頁）

靖国神社は、戦前・戦時には、天皇のため、国のために戦死した兵士を「英霊」として合祀し顕彰することで、戦意を高揚させる役割を果たしました。戦後、単立の宗教法人となりましたが、独自の基準をもって、対象となる戦没者を合祀しています。故人の宗教や遺族の意志にかかわらず合祀は拒否できず、分祀もできないとされています。

靖国神社をめぐるのは、国家による宗教への介入、A級戦犯合祀、アジア諸国の反応など、さまざまな課題が提起されてきていますが、何より信仰主体の信心が問われる問題です。

1969（昭和44）年以降、数回にわたって靖国神社の国家護持を目的とする法案が提出されました²¹。廃案後は、首相・閣僚らによる参拝（公的・私的）がなされるようになり、または国立追悼施設案などが提起されました。2023（令和5）年と2024（令和6）年には、自衛隊幹部による靖国神社への参拝が行われました²²。一方、日本国憲法（第20条・第89条）に関わる「信教の自由」の侵害や「政教分離の原則」からの逸脱などを問う「靖国訴訟」といわれる裁判が各地で起こされています。

宗門では、国家と特定の宗教の結びつきに関する懸念から、他の真宗教団（真宗教団連合）とともに抗議や中止の要請を行い、1971（昭和46）年以降、「靖国神社国家護持・公式参拝」

20 靖国神社…1869（明治2）年、戊辰戦争における戦没者の慰霊・顕彰のために東京招魂社が創建され、西南戦争（1876年）においても合祀された。1879（明治12）年には別格官幣社に昇格し、靖国神社と改称した（所管は内務省・陸軍省・海軍省、1887年以降は陸海軍省専管）。以後、日清戦争（台湾征服戦争）、日露戦争、第1次世界大戦、満州事変、日中戦争、第2次世界大戦にいたるまで、「英霊」を合祀し続けている。

21 1964（昭和39）年に自民党内に「靖国神社国家護持に関する小委員会」が設置され、1969（昭和44）年に自民党などによって「靖国神社法案」が国会に提出された。1974（昭和49）年に衆議院本会議で自民党が単独可決したが、参議院で廃案となった。

22 真宗教団連合では、2024（令和6）年1月9日の自衛隊による靖国参拝に関して、防衛大臣が記者会見にて宗教施設への部隊参拝を禁じた1974（昭和49）年の『防衛事務次官通達』を見直す可能性に言及したことに対し、「2024年1月30日の防衛大臣発言に強い懸念と深い憂慮を抱いています」（2024年3月28日付）と共同声明を発表した。真宗教団連合ホームページ（<https://www.shin.gr.jp/activity/yasukuni/>）参照（2024年12月19日閲覧）。

への反対声明の提出などの取り組みを続けています²³。

2. 戦後50年と「戦後問題」

①戦後50年に向けて

満州事変から60年、アジア・太平洋戦争が開始されてから50年にあたる1991(平成3)年の第225回定期宗会において「わが宗門の平和への強い願いを全国、全世界に徹底しようとする決議」が採択されました²⁴。決議には、「結果的に戦争に協力したこと、また教学的にも真俗二諦論を巧みに利用することによって、浄土真宗の本質を見失わせた事実も、仏祖に対して深く懺悔しなければならない」とあります。宗門の戦争協力の事実を認め、全世界に念仏者の平和への願いを、宗門全体としての取り組みとして具体化すべきことなどが提起されました。

1993(平成5)年から1995(平成7)年にかけて、全教区において「全戦没者50年追悼法要」が行われ、平和の集い、講演会、シンポジウム、パネル展などが催されました。

②終戦50周年全戦没者追悼法要

1994(平成6)年3月6日には太平洋戦争全戦没者沖縄戦50回忌追悼法要、1995(平成7)年4月15日には終戦50周年全戦没者総追悼法要が勤修されました。

終戦50周年全戦没者総追悼法要のご親教において、本願寺第24代即如門主は、

省みますと、私たちの教団は、仏法の名において戦争を肯定し、あるいは賛美した歴史をもっております。たとえ、それが以前からの積み重ねの結果であるとしても、この事実から目をそらすことはできません。人類の罪業ともいべき戦争は、人間の根源的な欲望である煩惱にもとづいて、集団によって起こされる暴力的衝突であります。そこでは非人間的行為が当然のこととなり、「いのち」は物として扱われ、環境が破壊されます。それへの参加を念仏者の本分であると説き、門信徒を指導した過ちを厳しく見据えたいと思います。宗祖の教えに背き、仏法の名において戦争に積極的に協力していった過去の事実を、仏祖の御前に慚愧せずにはおれません。

と示され、さらに、

世界の各地で争いの絶えない今、すべての「いのち」を尊ぶ仏教の精神を身につけ、実

23 真宗教団連合では、1971(昭和46)年以降、「靖国神社法案」「首相・閣僚による靖国神社公式参拝」などへの反対声明を出し続けている。また全日本仏教会では、1981(昭和56)年以降、「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止要請文」を、2002(平成14)年には「国・政府による「戦没者追悼施設」建設に対する意見書」を提出している。

24 ブックレット基幹運動 No. 10『平和シリーズ2 写真に見る戦争と私たちの教団～平和を願って～』(基幹運動本部事務局 編集、浄土真宗本願寺派、2000年)44頁参照。

践していくことこそ、私たちの課題であると申せましょう。

と述べられました。ここに、教団が戦争協力した事実とその責任について、宗門内外に明確に示されました。

③「戦後問題」検討委員会

同年、終戦50周年全戦没者総追悼法要を受けて、「戦後問題」検討委員会が設置されました。同委員会は、「戦争に関わる教団の諸事実を直視して、教団の「戦後問題」として今日の教団に関わる諸課題を明らかにすることを目的」（『「戦後問題」検討委員会答申』の経緯）とし、「精力的な史料収集、事実関係の調査、および「戦後問題」の抽出を目指した各方面から議論」（同）が行われました。翌1996（平成8）年に提出・公表された「「戦後問題」検討委員会答申」の冒頭には、次のようにあります。

私たち浄土真宗の教えに生きる者が、総力戦下の社会のなかに埋没してしまい、いのちを奪い、いのちの尊厳を踏みにじる戦争という行為に加担し、積極的に協力して来たのも、私たちの教団の歴史であることへの懺悔を教団を構成する僧侶・門信徒が全体として共有していない現状であり、「過去の清算」は十分なものではない。

答申では、「教団の具体的戦争協力について」と「教団の今日的課題について」が提示されました。まず、教団が戦争に協力した実態として、従軍布教、別院・寺院・布教所の開設、時局奉公事務所・戦時宗門統監部などの設置、教化団体における戦時奉公活動など10項目が挙げられました。その上で、教団の方針を教学的に保証した「真俗二諦の教旨」により、「国体」護持を教団の社会的な役割と位置付けて国策に協力し、結果として侵略戦争が正当化されたことが指摘されました。答申の内容を、「戦争協力の内容」と「問題性」にわけて整理しておきます。

【教団の具体的戦争協力について（要約）】（1996年「戦後問題」検討委員会答申より）		
	戦争協力の内容	問題性
1	ご門主消息・裏方訓諭、執行長訓告、達示	「国体」護持と侵略戦争を正当化した
2	日本教学研究所・思想研究会・戦時教学指導本部	「戦時教学」の形成に教学者が深く関与 教学的に戦争行為を肯定した
3	大量の教団関係出版物	戦時翼賛の啓蒙・啓発活動を活発に行った
4	仏教婦人会・仏教青年会・仏教少年会	戦時奉公活動を担った
5	従軍布教、別院・寺院・布教所の開設（海外開教）	軍隊・兵士を支え、宣撫活動の役割を担った
6	集会（宗会）での「戦時報国教団」に向けた建議	戦争を推進する国策に協力する教団の対応を促進した

7	「時局奉公事務所」「戦時宗門統監部」などの設置	教団の国家附属化へ傾斜せしめた
8	文部省所轄下での教団の公認、宗教団体法による統制	法律の問題性を直視せず、国家を絶対化した
9	天皇制国家に随順、神道非宗教説に基づく国家神道の容認	侵略戦争を正当化し、「国体」護持を教団の社会的役割の一つとした
10	「真俗二諦の教旨」	教団の方針を教学的に保証、宗祖の教えを国家主義的に理解した（護国の思想・念仏）

このような戦時の実態をふまえて、答申では、「戦争に関わる「過去を清算」すること」を前提に、8項目の今日的課題が挙げられ、未来を開くために避けて通れない課題として「戦後問題」に取り組んでいかなければならないことが指摘されました。その中心となるのが、「宗祖親鸞聖人のお心に立ち返ろうとする教学の営み」、また「千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要」の願いや、「終戦五十周年全戦没者総追悼法要」でのご親教の精神です。これらをもとに「非戦平和に向かう取り組みを強化すべきである」と提起されました。

【教団の今日的課題（要約）】（1996年「戦後問題」検討委員会答申より）		
	今日的課題	具体的な取り組み
1	「真俗二諦の教旨」の問題性を直視	宗祖親鸞聖人のお心に立ち返ろうとする教学の営み
2	「終戦五十周年全戦没者総追悼法要」でのご親教、千鳥ヶ淵法要の願いの精神と課題を教団の全体に徹底	研修条件の整備、戦時下の「ご門主消息・裏方訓諭、執行長訓告、達示」などの適切な取り扱い
3	お聖教の不拝読の「心得通達」	失効すべき
4	聖徳太子尊像安置の「達示」	失効すべき
5	仏教婦人会・仏教青年会での活動、国体護持・奉公を尊んだ「画一的な人間像」	敗戦後においても継承されているかを検討、現代の平和と人権に関わる女性・青年・少年少女などの課題を協議
6	「海外開教」の全容を明らかにする	『海外開教要覧』の改訂、アジア・太平洋諸国の人びととの交流
7	教団の戦争に関わる社会的責任	史料を収集し公表、「平和センター」（仮称）の開設
8	非戦平和に向かう取り組みの強化	教区・組などで平和の集いなどを開催

④「戦後問題」への対応

2003（平成15）年、総局において、宗門戦後問題検討委員会が設置されました。翌2004（平成16）年には、宗令第2号・宗告第8号が出され、戦時下に宗門が発布した文書等に対する、宗門としての見解と今後の取り組みが示されました。

【戦時下における「消息」などの取り扱い】	【聖徳太子奉安様式を定めた達示】	【聖教不拝読の通達】
1931～45（昭和6～20）年に戦争に関して発布された消息・直論・親示・教示・教諭・垂示などを依用しないことを、広く宗門内外に周知するための法的措置（宗令第2号）	1939（昭和14）年9月16日に発布された「聖徳太子奉安様式」通達（甲達第22号）は、戦後、1946（昭和21）年の宗法発布（1947年施行）により、遅くとも1948（昭和23）年にはすべて失効したことを確認（宗法附則第100条による）	1940（昭和15）年4月5日に発布された「聖教の拝読並びに引用の心得」に関する通達は、戦後、1946（昭和21）年の宗法発布（1947年施行）により、遅くとも1948（昭和23）年にはすべて失効したことを確認（宗法附則第100条による）

これらは、「戦後問題」検討委員会の答申で指摘された項目のうち、「教団の今日的課題について」の第2～4に関わります。このとき示された「宗門における『戦後問題』への対応に関する総局見解」では、次のように述べられています。

戦時下における宗門は、政治の全体主義化・軍国主義化とともに厳しい法の統制を受けながら、国策としての戦争や国体護持に協力してきました。…(中略)…このうへは、「世の中安穏なれ」「仏法ひろまれ」との宗祖の遺訓を体し、過去の歴史への反省に立って、戦争のない平和な世界を築いていくため、世界中の人びととの交流と対話をとおして、非戦・平和への取り組みをさらにすすめていく所存であります。

3. 戦後日本社会と教団としての課題

戦後日本社会は、戦争の悲惨な体験から再出発し、高度経済成長を経て、物質的な豊かさを楽しむほどに発展しました。この間、近隣諸国では朝鮮戦争やベトナム戦争が起き、国内では靖国神社の国家護持をめぐる問題など、さまざまな課題が生じてきました。沖縄は1972（昭和47）年に日本に返還されましたが、現在も戦争の痛みを抱え、基地問題などに悩まされている人びとがいます。

先の大戦で悲惨な結果をもたらした核に関しては、1957（昭和32）年に国際原子力機関（IAEA）が設立され、日本においても原子力の平和的利用が行われています。2011（平成23）年3月11日の東日本大震災において、東京電力福島第一原子力発電所事故が起これ、その被害や影響を受けている人びとがいます。中長期的にも、放射性廃棄物の処理、生成されたプルトニウムの保管といった困難な課題があります。

戦後日本社会が変動していく中、さまざまな平和運動が行われてきました。宗門では、戦後50年に〈先の時代を振り返る〉とともに〈今日的課題を見出す〉取り組みがなされ、戦後70年以降は、宗門の歩みをふまえて、〈平和とは何か〉が議論され、戦争体験の継承、記録の保持などを課題としてきました。

一方、2021（令和3）年に全日本仏教会が実施した「仏教に関する実態把握調査」によれば、お寺の社会貢献活動のうち、「国際貢献（世界平和活動、難民救済、紛争問題対応など）」の認知状況は2～3割にとどまり、特に20～30代など若い世代の認知度は60代以上に比べて10

ポイント程度低いことがわかっています²⁵。平和への取り組みを、若い世代、未来世代に継承していくことは、これからの大きな課題です。

〈第Ⅱ章 まとめ〉

本章では、戦後宗門の歩みを振り返り、平和への取り組みがいかなる視点をもって行われてきたのかを概観してきました。戦後50年以降、「いのちを奪い、いのちの尊厳を踏みにじる」戦争に協力した宗門の過去を省み、具体的な協力の実態や問題性、そして今日的課題が明確にされました。本章で確認した「〔戦後問題〕検討委員会答申」では、「画一的な人間像」、現代の平和と人権に関わる女性・青年・少年少女などの課題、アジア・太平洋諸国の人びととの交流、「平和センター」(仮称)の開設など、継続して取り組むべき課題が示されています。

こうした取り組みの成果と課題を受けて、教団固有の現実認識を持ち、宗祖親鸞聖人のお心に立ち返りつつ、「いのち」の尊厳をゆるがす問題として平和への取り組みを進めていくことが、私たちの立脚点となります。

次章以下では、近代日本の戦争と本願寺教団の戦争協力の実態とその背景を学び(第Ⅲ・Ⅳ章)、念仏者の立場としての平和構築に向けた具体的な取り組みについて検討していきます(第Ⅴ章)。

Ⅲ. 近代日本の戦争と宗教

戦後、宗門の戦争協力の実態が把握されていく中で、国家を絶対視し戦争の遂行を正当化する論理が構築されていったところに大きな問題があったことが明らかにされました。近年、多角的な視野から、日本の対外戦争に関する研究が進んでいます。

第Ⅲ章では、なぜ悲惨な結果をくり返す戦争に宗門が加担していったのかをより深く知るために、これまでの研究成果をふまえて、国家と教団はどのような関係にあったのか、戦争の遂行にあたって、どのような協力体制が構築され、実際に何が行われたのかを確認します。

1. 近代国民国家の形成と宗教

①明治期の宗教政策

明治政府は天皇を中心とする近代国家の形成を模索し、その中心的な位置に国家神道²⁶がありました。そうした中、本願寺教団は国家に追従し奉仕する方針を採りました。

25 全日本仏教会「仏教に関する実態把握調査(2021年度)報告書」11～12頁参照。

26 国家神道…明治以降、国家と強い結びつきをもって発展した神道の形態。戦後、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)による、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(神道指令、1945年12月)に「国家神道ナル用語ハ、日本政府ノ法令ニ依テ宗派神道或ハ教派神道ト區別セラレタル神道ノ一派」「非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派」と示された。

【明治期の宗教政策をめぐる主な動向】	
1868 (明治元) 年	祭政一致・神祇官再興の布告、キリシタン禁制の強化、「神仏判然令 (分離令)」、この頃から廃仏毀釈運動
1869 (明治2) 年	神祇官のもとに宣教使を設置
1870 (明治3) 年	「大教宣布の詔」、民部省に寺院寮を設置
1871 (明治4) 年	神祇官を改め、神祇省とする。民部省を廃止
1872 (明治5) 年	神祇省を廃止し、教部省設置 教導職を設置し、国民教化の基本大綱として「三条教則」を示す
1873 (明治6) 年	大教院を設置。キリシタン禁制の高札撤去
1875 (明治8) 年	真宗四派、大教院より離脱。その後、大教院解散 教部省、神仏各宗に対して「信教の自由保障の口達」
1877 (明治10) 年	教部省を廃止し、内務省に社寺局を設置
1882 (明治15) 年	神官の教導職兼補、葬儀への関与を禁止
1884 (明治17) 年	教導職を廃止。宗制・寺法などの制定を命ずる
1889 (明治22) 年	「大日本国帝国憲法」
1890 (明治23) 年	「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)
1899 (明治32) 年	第1次宗教法案 (否決)
1900 (明治33) 年	内務省社寺局が神社局と宗教局に分離 ²⁷

明治政府は、神道の国教化によって祭政一致の制度を確立すべく、組織の編成や法令の発布などを通して、さまざまな宗教政策を展開しました。当初進められたのが、古代律令国家の制度である神祇官の設置、神社から仏教的要素を排斥する「神仏判然令 (分離令)」、「大教宣布の詔」の発布などです。「大教宣布の詔」に「宜しく治教を明らかにして、以て惟神の大道を宣揚すべきなり」(原漢文)とあるように、神道(惟神の道)による国民意識の統一が志向されました。1871(明治4)年の太政官布告では、神社は「国家ノ宗祀」とされ、同年、神祇省が設置されました。

その後、神道国教化政策は国民教化へと移行していきます。1872(明治5)年には教部省が設置され、宗教による国民教化を目的とする教導職制度が設けられました。教導職に求められたのが「三条教則」(三条教憲)であり、「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」「天理人道ヲ明ニスヘキ事」「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」を教化・説教の基本とすべきことが示されました。同年、仏教諸派の要請により、大教院が設置されました。大教院は、教導職の養成、教義の考究を含めた教化政策全体の統括にあたりましたが、次第に神道優位の教化方針を採るようになりました。

同年、欧米の宗教事情を視察していた島地黙雷は「三条教則批判建白書」を起草し、帰国

27 明治以降の宗務行政組織は、1877(明治10)年設置の内務省社寺局が1900(明治33)年に神社局・宗教局にわかれた後、1913(大正2)年に内務省宗教局が廃止され文部省宗教局が設置された。1942(昭和17)年には文部省教化局宗教課、1943(昭和18)年には文部省教学局宗教課に改組された。なお文部省内に、1926(大正15)年に宗教制度調査会(1940年の宗教団体法成立で廃止)、1944(昭和19)年に宗教教化方策委員会が設置された。

後の1873(明治6)年に「大教院分離建白書」を著して布教の自由を主張しました。それに対し、1875(明治8)年、教部省は「信教の自由保障の口達」を示しました。その内容は「行政上ノ裨益ナルモ妨害」しない範囲で「信教ノ自由」が認められ、「人民ヲ善誘シ教化ヲ翼賛スル」ことを求めるものでした。なお、教導職は1884(明治17)年に廃止されました。

②大日本帝国憲法と教育勅語

1889(明治22)年に発布された「大日本国帝国憲法」は、天皇がその祖先に告げる形式で始まります。第2章(第18～32条)に臣民の権利義務が規定され、言論・著作・印行・集会・結社および信教などについて、法律による制約はありつつ、自由と権利が認められました。宗教に関する条項は、第28条に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とあります。憲法の作成を主導したとされる伊藤博文の『憲法義解』には、「内部に於ける信教の自由は完全にして一つの制限を受けず。而して外部に於ける礼拝・布教の自由は法律規則に対し必要なる制限を受けざるべからず。および臣民一般の義務に服従せざるべからず」(岩波文庫版68頁)とあります。このように、「内部」の信教と、外部の「礼拝・布教」をわけて、「信教の自由」は私的領域に限られるものと理解されています。公的領域(国家・行政)に関わらない範囲において、条件付きでの「信教の自由」の保障でした。

「大日本帝国憲法」発布の翌1890(明治23)年(憲法施行の前月)、明治天皇の名で「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)が出され、文部省訓令によって周知されました。教育勅語は、「皇祖皇宗ノ遺訓」に基づく教えとして、忠孝といった人倫の教えを強調し、国や天皇への奉仕を説き、滅私奉公の忠節を尽くすことが善い生き方であると説いています。その半ばには「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とあり、有事における義勇・奉公に言及しています²⁸。

教育勅語は、法令ではありませんでしたが、1891(明治24)年の「小学校祝日大祭日儀式規定」(文部省令)や「小学校教則大綱」(同前)に記載され、1941(昭和16)年の「国民学校令」では「皇国の道」とされました。このように、憲法の制定や議会の開設、教育体制の整備、軍隊の近代化が進む中、学校教育やメディアなどを通して、教育勅語は国民道徳として浸透していきました²⁹。

『増補改訂本願寺史』第3巻には、次のように示されています。

大日本帝国憲法・教育勅語は、昭和二十年(一九四五)の敗戦を迎えるまで、近代日本

28 1882(明治15)年には陸海軍人に対して「陸海軍軍人に賜はりたる敕諭」(軍人勅諭)が出された。前文では、神武天皇以来、世々の天皇が軍隊を統率してきたことを述べ、天皇が大元帥として文武の大権を掌握していることを確認し、軍人は職責を果たすべきことを示す。本文では、軍人が守るべき五つの徳目として忠節・礼儀・武勇・信義・質素があげられ、軍人が政治に関与しないことも示されている。その中には、「死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ」とある。

29 教育勅語は、1946(昭和21)年に文部省より奉読廃止が通達され、1948(昭和23)年6月、衆議院・参議院においてそれぞれ排除することが議決され、国内では回収・焼却された。

の人々の生活を大枠で規定した。そのため、本願寺教団における教育や布教にも大きな影響を及ぼすこととなった。(120頁)

③国体と宗教

明治政府は、祭政一致の体制への復古をめざし、神道は国家を支える中心にありました。一方で、欧米の政教分離の理念との共存が課題となり、国家神道と神・仏・基（教派神道・仏教・キリスト教）、つまり祭祀と宗教とを区別する体制が構築されていきました。例えば1912（明治45）年に開催された三教会同³⁰では、「皇道を扶翼する」決議がなされており、諸宗教は国家に協力する立場をとりました。公的領域の国家神道と私的領域の諸宗教が二重構造をなしたと考えられています。

国家と宗教の関係が色濃くなるのが、昭和期です。大正期から議論があった天皇機関説³¹は、1935（昭和10）年、「国体」³²に反すると非難されました。以後、国体明徴運動³³が展開され、政府は国体明徴の声明を2度出しました。

宗門では、国体明徴に関する訓告第2号（昭和10年8月23日付）を發しました。

近時動モスレハ国体ノ本義ニ關聯シ兎角ノ論義ヲ為スモノアルモ我カ国体ノ尊嚴ハ万邦無比ニシテ大権ノ帰趨今古異変アルコトナシ苟モ王法為本ノ宗風ヲ奉スル本宗ノ緇素宜シク国体ノ本義ヲ愆ラス専ラ忠誠ヲ抽ツヘシ特ニ教導ノ任ニ在ル者別記内閣ノ声明並ニ文部次官ノ通牒ニ基キ所有機會ヲ利用シテ該趣旨ノ普及徹底ヲ図リ愈々国体ノ明徴ニ力ヲ効シ其ノ精華ヲ發揚シ以テ 皇恩ノ万一二酬ヒ奉ルヤウ努メラルヘシ

（原文の旧漢字は新字に直した〈以下同〉）

この訓告では、「国体」について論義すること自体を退けています。そして「王法為本」を宗風とする真宗においては、「国体ノ本義」にたがわず忠誠を尽くし、特に人を教え導く立場にある僧侶は、「内閣ノ声明」「文部次官ノ通牒」に基づいて「国体ノ明徴」に力を注ぎ、「皇恩」に報いるべきことを示しています。

1937（昭和12）年、文部省は『国体の本義』を編集しました。同書には「即ち我等は、生まれながらにして天皇に奉仕し、皇国の道を行ずるものであって、我等臣民のかゝる本質を有することは、全く自然に出づるのである」とあります。1941（昭和16）年に文部省教学局

30 三教会同…政府が主導して開催した教派神道・仏教・キリスト教の代表者による会同。

31 天皇機関説…主権は国家にあり、天皇は国家を代表する最高機関であるとする学説。美濃部達吉らによって主張され、穂積八束・上杉慎吉らの天皇主権説と対立した。

32 国体…国家の形体や外的な対面を意味する語。18世紀後半以降、日本固有の伝統に基づく国家組織の独自性やあるべきすがたの意味で用いられ、天皇統治を中核とした国のありかたを指す。

33 国体明徴運動…天皇機関説を排撃した政治家や軍部などによる運動で、日本の特殊性や民族的優秀性が強調された。帝国議会では「国体明徴決議案」が可決され、美濃部達吉の著書『憲法撮要』などが発禁となった。

が編集した『臣民の道』では「皇国臣民の道は、国体に淵源し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るにある。それは抽象的規範にあらずして、歴史的なる日常実践の道であり、国民のあらゆる生活・活動は、すべてこれ偏へに皇基を振起し奉ることに帰するのである」(序言)と始まり、「皇国臣民たる我等は、皇運扶翼のみこともちて生まれ来たつたものである」「皇運扶翼はかかる非常の場合のみのことではない。平常心是道であり、我等の行住座臥一として国家に関係なきものはないのである」(第二章)などと示されています。「皇運扶翼」の語に象徴される国家への奉仕は、国民の日常生活、あらゆる活動に関わるものと理解されました。

1940(昭和15)年の「宗教団本法」施行後に改正された「真宗本願寺派宗制」(以下「昭和16年宗制」)には、宗風として「皇謨翼賛ノ重任ヲ荷負シ敬神崇祖報本反始ノ誠意ヲ抽ヅベキコト」(第6条第1項)、「躬行実践以テ国家社会ニ奉仕スベキコト」(同第3項)などがあります。また1943(昭和18)年に設置された中央協力会議規程には、「一宗ノ総力ヲ結集シテ之ヲ重点ニ發揮シ拳宗一体皇謨翼賛ノ宗是ニ則リ強力ナル戦時報国活動ニ戮力挺身スルノ方途ヲ議セシムル為中央協力会議ヲ置ク」(第一条)とあります。国家への奉仕を宗門の社会的役割とし、皇謨翼賛を宗是として、戦時奉公体制が強化されていきました。

2. 近代日本の対外戦争

①対外戦争の概要

明治政府は、天皇を中心とした国家体制を構築することを喫緊の課題とし、幕末に西洋諸国と取り交わされた不平等条約の改正に奔走しました。そうした中で、急速な「文明開化」による西洋化を志向し、「殖産興業」「富国強兵」を国策として国力の増強に着手しました。

その力は外部に向き、自国の防衛のため、權益を確保するためと称して、朝鮮半島や台湾、中国をめぐる、西洋諸国や当該地域の諸国と対立を重ねました。初めての本格的な対外戦争となった日清戦争(1894年)以降、日本はほぼ10年おきに大規模な戦争をくり返し、そこに宗教団体が体制面(人的動員)・思想面(精神的動員)で深く関与しました。

日清戦争以後の主な対外戦争をまとめると、次表のようになります。

【近代日本の主な対外戦争、および戦間期の動向】	
日清戦争 (1894-95)	甲午農民戦争（東学党の乱）に伴う出兵要請に清国が応じ、日本が対抗することで、朝鮮半島を主な戦地とする日清戦争が始まった。「下関条約」では、清国は日本に対して、朝鮮半島の独立承認と、遼東半島・台湾・澎湖諸島の割譲、多額の賠償金の支払いなどを認めた。台湾では、独立運動も起こる中、征服戦争を行った。
台湾が初めての植民地となった。遼東半島は、三国干渉（ロシア・フランス・ドイツ）によってのちに還付した。その後日本は1902年にロシアと対立するイギリスと日英同盟を結んだ。	
日露戦争 (1904-05)	1900年の義和団事件によって西欧列強が出兵した北清事変後、ロシアが満州を占領すると、日本とロシアの間で対立が深まり、日露戦争が始まった。激しい陸戦と海戦が行われ、20万人もの死傷者が出た。「ポーツマス条約」では、韓国保護権の承認、旅順・大連などの権益、南樺太の割譲、沿海州の漁業権が日本に認められ、賠償要求は放棄となった。国民、経済、工業力を「総動員」した戦時体制がとられた。
第2次日韓協約（1905年）により大韓帝国を保護国化し、1910年には韓国併合にいたった。その背景には日英同盟が更新され、戦時にアメリカと桂・タフト条約が結ばれていたことがあったとされる。	
第1次世界大戦 (1914-18)	三国協商側（イギリス・フランス・ロシア）と三国同盟側（ドイツ・オーストリア・イタリア）の対立を背景に開戦した。日本は、日英同盟を理由に参戦し、中国や南洋諸島におけるドイツ領の占領、中国政府への対華21箇条要求を行った。また、ロシア革命後、シベリア出兵（1918年）を行い1922年に撤兵した。
第1次大戦後、中国に対して山東半島などの処分、満蒙などにおける日本の地位の確保を容認させ、また南洋諸島の委託統治が認められた。国際社会では、ワシントン会議、パリ不戦条約の締結など国際協調によって、新たな国際秩序が模索された。世界では軍縮が進み、1920年に国際連盟が結成された。	
満州事変 (1931)	1928年に張作霖爆殺事件を起こした日本軍は、中国東北部への圧力を強めた。反日民族運動が高まると、「満蒙特殊権益」を確保するため、関東軍によって1931年9月18日に柳条湖事件が起こされ、まもなく満州全土を占領した。
「満州国」の独立宣言以後、日本は中国東北部への支配権を強めた。1933年に国際連盟を脱退し、ドイツやイタリアが離脱する先駆けとなった。国内では1936年に2・26事件が起き、以後、日本では軍部の台頭が進んだ。	
日中戦争 (1937-45)	1937年7月7日の盧溝橋事件において日中双方が応戦し戦闘が開始された。アメリカ中立法の適用外となるために、両国は宣戦布告を行わず、日本政府は一貫して「事変」という名称を用いた。中国国民党と中国共産党との協力（国共合作）などによる抗戦によって、戦争は長期化した。行き詰まりを迎えた日本は、国民総動員の体制へと移行した。対外的には、ドイツ・イタリアとの同盟を模索し、経済的には援蒋ルートへの遮断による日中戦争の解決と独自の経済的自給圏の確立をめざし、東南アジアへの武力南進政策に向かった。
アジア・太平洋戦争 (第2次世界大戦) (1941-45)	1939年、ドイツがポーランドに侵攻し、イギリス・フランスが宣戦布告した。日本は1941年にアメリカとイギリスに宣戦布告し、アジア・太平洋諸地域に戦線が拡大した。1945年には本土空襲、沖縄戦、広島・長崎への原爆投下などによって、悲惨な結果がもたらされた。日本だけで300万人、アジア全域で数千万人もの犠牲者を出したとされる。

日本の対外戦争に関しては、歴史・経済・政治など多分野で研究が進展し、近代とは何かといった広い視野から検討が進められています³⁴。1931（昭和6）年の満州事変から1945（昭和20）年にかけての連続性ばかりでなく、さらに遡って近代全体を通した見方がなされるようになりました。また、開戦に至る経緯や国内事情、国際情勢の研究が進展したことで、戦

34 『日中戦争研究の現在—歴史と歴史認識問題—』（川島真・岩谷将 編、東京大学出版会、2022年）によれば、近年は、新史料の発掘、社会・経済・地域社会・個人などの視点からの研究、国際的な文脈からの捉え直し、終戦に向けた動向や戦後史との連続、歴史認識など、多角的な研究が行われている。

争の遂行に際して多くの国際法違反があったこと、戦争目的が変化したことなど、さまざまな矛盾の中で戦争が遂行されたことがわかってきています³⁵。

②世界戦争がもたらすもの

近代の戦争を象徴する言葉に「総力戦」があります。軍需産業を支える工業、食料確保のための農業、それらに従事する労働力、これらを支え正当化する喧伝や教育、そして思想やイデオロギーなど、あらゆるものが国のために総動員して行われる戦争は、戦地と銃後³⁶の区別を曖昧なものとししました。

第1次世界大戦後、主たる戦地となり甚大な被害があったヨーロッパを中心に国際協調が模索され、戦争の違法化が進められていました。その潮流に逆行し、「自衛のため」「平和のため」「共存共栄のため」「解放のため」と称して国全体で戦争を遂行したのが日本であり、アジア・太平洋諸地域において尊い生命が多く失われました。そこに宗教が積極的に協力しました。

20世紀前半に2度起きた世界戦争では、人間の暴力性があらわとなり、一人ひとりの「生」が重んじられるとはいえない状況をもたらしました。破壊と殺戮が極限に達した世界戦争から、私たちが学び、決してくり返してはならない経験をしました。

現在のポーランドに建設されたアウシュビッツ強制収容所は、「絶滅収容所」とも呼ばれました。ユダヤ人またはその家族、そして体制にそぐなわいと見なされた人びとが迫害され、強制収容所に運ばれて殺害されました。広島・長崎では、人類が発達させた科学技術が生み出した一つの爆弾が都市を破壊し、人類が経験したことのない大量の熱線や爆風、放射線によって、何十万もの方の命が奪われました。生き残った人びとは、消えることのない痛み苦しみを今も抱えることを余儀なくされています。

日本では、アジア・太平洋戦争の末期、各地で空襲の被害が多く出ました。そして沖縄戦では、激しい地上戦の中で、日本人が日本人を殺し、自らが自らの大切な人を殺さなければならぬ事態までもが実際に起きました。

3、本願寺教団の戦争協力

①戦争協力の実態

明治以降、宗教団体には国策に即応した精神的、物資面などさまざまな形での協力が要求されました。特に日露戦争以降、戦争遂行のための機能性という一点で社会全体が合理化し

35 『岩波講座日本歴史第18巻 近現代4』(岩波書店、2015年)、『戦争社会学研究 vol. 3 宗教からみる戦争』(みずき書林、2019年)、『学術の動向』2022年12月号(特集1「いま「戦争」を考える—社会学・社会福祉学の視座から—」、特集2「歴史認識と植民地責任」)、『論点・日本史学』(ミネルヴァ書房、2022年)他参照。

36 銃後…直接戦闘に加わらない戦場の後方で前線の支援を行うことや、それを担う一般国民や国内を指す。

ていく「総力戦」体制の中で、具体的な戦争協力が積極的に行われていきました。『増補改訂本願寺史』第3巻には、次のように述べられています。

近代の日本が本格的な対外戦争に乗り出したとき、本願寺ではそれに協力する方針をとった。軍隊布教や軍資献納、戦地や銃後での慰問活動、門信徒への協力要請など、戦時下の本願寺の活動は多岐に及んでいる。こうした対応は、他の宗教団体にもおおむね共通するところであった。(582頁)

戦争協力の実態については、2020（令和2）年の「宗門寺院と戦争・平和調査」によって寺院に及ぼした影響などが明らかにされました。ここでは軍隊布教と軍資献納を取りあげます。

《軍隊布教》

日清戦争以降、戦時体制に対応するために、臨時部（臨時出張所・臨時事務所）が設置され、慰問課において、布教、慰問救護、追弔法要、国内での援護布教、葬儀などを行いました。朝鮮・台湾・中国・満州・南洋諸島・樺太・シベリアに別院・布教所を建設し（369か所）、のべ4319名を布教使として派遣しました。

日清戦争では、朝鮮や台湾に13名の従軍布教使を派遣して軍隊の慰問や葬儀等にあたり、また軍事行動に付随する宗教活動を中国・朝鮮・台湾で行いました。

日露戦争では、戦時奉公体制が拡大し、従軍布教使が105名に増えました。釜山・大邱・大連・台北など各地に設置された臨時出張所・仮布教場や、日本軍の占領地域での布教を行いました。開戦直後には「従軍布教使条例」が制定され、軍人軍属に対する説教法話の他、葬儀や追弔法要、傷病者の慰撫、本山からの特命事項や軍からの依頼事項への対応が求められました。

日中戦争が始まった1937（昭和12）年には、臨時事務所に慰問課が置かれ、戦病死者の葬送や遺骨の送還、兵士への法話・布教、戦傷病者への慰問、懐中名号（陣中名号）・数珠・聖典等の配布、慰問品・物資の供給、中国民衆への宣撫、本山への報告その他の活動を行いました。

その活動の指針となったのが、政府・文部省からの通達です。1938（昭和13）年8月に各宗教教団に通牒された「支那布教に関する基本方針」（文部省宗教局長）では、「布教師をして住民の宣撫に当らしめ対支文化工作に寄与せしむること」がその目的とされ、布教は第二義とされました。1941（昭和16）年8月には「対支進出宗教団体指導要領」「仏教各宗派對支進出指導要領」（興亜院文化局長・文部省宗教局長）が出されました。前者には、第一方針として「真ノ日支提携ヲ図リ、以テ積極的ニ東亜新秩序建設ニ寄与」する、第二方針（二）として「宗教ヲ通ジ我国ノ真意ヲ理解セシメ、之等ヲシテ進ンデ一般民衆迄徹底セシムル如ク為スモノトス」とあります。

宗門では、満州事変以降、長春（新京）や大連を中心に布教を展開し、日中戦争開戦後は、

例えば1939(昭和14)年に「南京仏学院」を設置し、中国僧侶の育成や日本語教育を行いました。これらは、国の方針に従った民衆への「宣撫」や「文化工作」であったことが明らかとなっています。中国・朝鮮・台湾、東南アジア、南洋諸島など各地に別院・布教所が作られました。が、国策への追従に重点が置かれたため、現地に根付くことはなく、日本の敗戦とともに閉鎖しました。

《軍資献納》

日清・日露戦争では、慰問品や物資の献納が行われましたが、日中戦争以降は、生活や寺院に大きく関わる規模で軍資献納が推進されました。1937(昭和12)年には戦時統制三法(臨時資金調整法・輸出入品等臨時措置法・軍需工業動員法の適用に関する法律)が成立し、翌年「国家総動員法」³⁷に吸収されました。

宗門では、日中戦争1周年にあたる1938(昭和13)年に、全国の寺院門徒総動員で金属(主に廃品)や古銭の献納運動を行い、1941(昭和16)年2月には第3次金属献納運動(退蔵金属献納運動)を展開し、宗門内に広く督励しました。同年8月に制定された「金属回収令」(勅令第835号)によって、家庭、工場、店舗などを対象に、門・看板・置物などの鉄・銅が回収され、さらに寺院の仏具や梵鐘も強制供出の対象となり、同年、文部次官より各派管長宛に「寺院、教会に対する金属類特別回収の件」が通牒されました。1942(昭和17)年には本山で仏具供出の法要(仏器並仏具献納奉告法要)を行い、同様の法要が各地で行われました。この頃以降、宗門や各教区によって、陸軍や海軍に軍用飛行機、機関銃などの献納が盛んに行われました。

2020(令和2)年実施の「宗門寺院と戦争・平和問題」調査(問19・20、『本願寺派寺院と戦争』42～44頁)によれば、梵鐘を供出した寺院は84.9%(図表19)、仏具を供出した寺院は43.9%(図表20-1)という結果が出ています。

②国家総動員体制下の宗教

日中戦争開戦の5日後にあたる1937(昭和12)年7月12日、文部次官より宗教諸団体にあって、門信徒の精神面での教導を促す旨の通牒が出されました。

宜しく信徒を教導し正しく時局を認識せしむるに努め以て国民たるの本分を守らしむると共に協力一致弥々国民精神の振作に遺憾なきを期せられ度

(『社会運動の状況9 昭和12年(復刻版)』、内務省警保局 編、三一書房、1972年、1313頁)

37 国家総動員法…戦時に際し、国家総動員の必要が生じたときには、物資の生産・配給・輸送、労働力の徴用、企業の管理・収容、設備の拡張、利益の処分、労働条件などほぼ全面的に、帝国議会の議決を必要とする法律ではなく、政府が勅令という形で具体的な統制令を発令できるとする法律。第一条に「本法ニ於テ国家総動員トハ戦時(戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ国防目的達成ノ為ノ国ノ全カヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ」とある。

同年7月15日、文部省は各宗教派の代表者を時局対策協議会に招致し、文部省の通達を一般寺院に伝えること、仏教連合会³⁸からの連絡に基づいて宗派毎に活動方針を樹立することなど、「銃後」の活動を要請しました。

同年8月、第1次近衛文磨内閣は「国民精神総動員運動実施要綱」を閣議決定し、挙国一致・尽忠報国・堅忍持久を掲げ、精神面からの戦争協力への体制を整え、神社・天皇陵への参拝、勅語奉読式、戦没者慰霊祭などを推進しました。1938(昭和13)年4月の「国家総動員法」制定後は、物資、人員、精神面まで国全体が戦争に邁進する体制が構築されていきました。

宗門では、1937(昭和12)年4月に時局奉公事務所を設置し、7月には「臨時事務所職制」を發布するなど、組織改革を重ね、以後、「立信報国」を掲げた報国信仰運動³⁹を展開しました。

《宗教団体の統合・合同》

1939(昭和14)年、「宗教団本法」が成立し(翌年4月公布)、仏教諸宗派は施行前の13宗56派から28派に統合されました。法案理由書には「国民精神ノ作興ハ宗教ノ健全ナル発達ニ俟ツ所頗ル大ニシテ」とあり、宗教が国民精神や国民思想の啓導に有益であると見なされていました。同年、神祇院が設置され、神・仏・基(教派神道・仏教・キリスト教)を一元とする体制が確立され、宗教教団全体が合同して国の方針に応じ、報国に奉仕していきました。

1941(昭和16)年に大日本宗教報国会⁴⁰が開催した第1回宗教報国大会では、基本方針として、「高度国防国家」「大東亜共栄圏」の確立に寄与するために「国家の凡ゆる物心を動員し、同一目的の無限大の総力を集注して挺身これに当らねばならない」とし、次のように示して、宗教報国活動を推進しました。

即ち大政翼賛運動は、右の根本義に関する理念構想を具体的に推進して行く運動に他ならない。而して今やこの理念構想が着々推進され、国民の凡ては大いなる希望に輝きつつ、勇ましき進軍を続けつつあるは正に一大壯観である。

1944(昭和19)年、文部大臣のもとに宗教教化方策委員会が設置されました。「決戦下国民の宗教心の啓培」に努めることを宗教団体に求め、「皇国の道に則りて各々立教の本義に

38 仏教連合会…1912(大正元)年に設立された任意団体。1938(昭和13)年には財団法人仏教連合会として文部大臣より認可を受け、1940(昭和15)年に財団法人大日本仏教連合会、1941(昭和16)年に財団法人大日本仏教会となった。

39 報国信仰運動…1939(昭和14)年～「興亜促進強調運動」、1940(昭和15)年～「堅信報国興亜生活運動」、1941(昭和16)年～「大政翼賛興亜生活運動」、1942(昭和17)年～「大詔奉戴興亜報国運動」、1943年～「興亜報国運動」と名称を変えながら行われ、1943(昭和18)年10月以降は、東本願寺と一体の「必勝生活運動」「戦時宗教教化運動」が行われた。巡教、教本の作成、講習会の開催などにより、僧侶・門信徒全体を巻き込む運動として展開された。

40 大日本宗教報国会…大政翼賛会主導で1941(昭和16)年に結成。翌年解散し、興亜宗教同盟が発足した。

基き国民を教化し以て皇運を扶翼」することが、宗教の本旨であるとしています。

同年設置許可を受け、再編された財団法人大日本戦時宗教報国会は、「宗教報国精神ノ昂揚」「宗教教化運動」「大東亜建設ニ対スル宗教的協力」などの事業を行いました。その目的は、「我ガ国宗教ノ本義ノ発揚ニ努メ国策ニ即応シテ戦時宗教教化活動ノ強化促進ヲ図リ皇国護持ノ至誠ヲ致スト共ニ道義ニ基ク大東亜建設ニ貢献スル」(財団法人戦時宗教報国会寄附行為 第三条)とされています。国策に即応し戦時の宗教活動を促進することが、宗教教団に求められました。

《仏教の「皇道」化》

日本仏教においては、王法と仏法を明確にわけつつ、相互依存関係にあることを重んじる習慣がありました。近代以降には、国体や^{かなながら}惟神に通じる語である「皇道」と結びつき、「皇道仏教」という概念が用いられるようになり、特に日中戦争以後、国家に追従していきました。

本願寺派もその例外ではなく、皇道仏教の特徴や真宗の役割が、次のように示されています。

かくの如くにして生々発展してきた皇道仏教といふものは、全然印度仏教や支那仏教などと、根本的に相異るところが存在して居ることは、自明の道理といはなくてはならない。(佐々木憲徳『恩一元論—皇道仏教の心髄—』、1942年、7頁)

真宗では根本弥陀の願意よりして、人の世に処し国民としての生活をなすに於ては、王法を以て本とし、勅命に絶対随順したてまつれと教へてゐるのである。したがって反対に叛逆罪を犯すものは、弥陀もこれを救はないと除却してある。ゆへに真宗の教旨が、皇国体に順ぜないなどといふことのあるべき道理がない。すなはち弥陀の救済に安住するが故に、よく皇国の良民となり得る所以があつて、真宗こそ最もよく皇国体にかなふところの宗教であり得るとされやう。(『同』298頁)

皇道仏教は、日本仏教の優位性や特殊性を主張することに特色があります。さらに、真宗の教えが「皇国体」に最も適合することが強調されています。昭和10年代に入ると、皇道・皇国に関する同様の趣旨の出版物が、宗門から多く出されました。

③戦時下における本願寺派の動向

宗門では、1939(昭和14)年以降、度々名称を変えながら「報国信仰運動」(註39参照)が展開されました。1945(昭和20)年3月の第96回定期宗会では、「決戦決議案」「決戦宗務遂行ニ関スル決議案」が出され、宗門の総力を報国のために結集し「聖戦」を完遂することが議決されました。

宗門をあげて「報国」が具現化されていくすがたは、法要、聖教、聖徳太子像などにおいて確認できます。

《「報国」の法要》

真宗の教義や聖典などを定めるため1886（明治19）年に制定された「宗制」（以下「明治19年宗制」）の第五章では、勤行・法要・儀式などについて「皆報恩ノ誠ヲ尽スニアリ」とありました。その法要・儀式（葬儀を含む）は、戦時において、占領地・戦地も含めた「報国」に資する宗教活動として、重要な意味を持つようになりました。

本願寺では、明治以降、亀山天皇や先帝などの聖忌法要、日清・日露戦争においては、御影堂などで戦死者追悼法要を行いました。1940年代以降は、「報国法要」「表誠式」「四大節特修法要（四方拝・紀元節・明治節・天長節）」といった法要が、本山や築地などで執り行われました。「戦没者」の追悼に加え、「報国」「護国」のための新たな法要、仏具や人員を戦地に送り出すための法要・儀式等を行いました。

【戦時下の本願寺で行われた各種法要・儀式などの例（1937年以降）】	
1938年1月23日	支那事変戦病死者追悼法要
1938年7月7日	支那事変1周年報国法要
1938年11月29日	武漢三鎮陥落祝賀式
1939年7月7日	支那事変2周年報国法要
1941年12月25日	報国法要、大詔奉戴戦時特別布教
1942年4月9日	ハワイ特別攻撃隊の頌徳追弔法要
1942年12月24日	仏具供出法要
1943年11月20日	学徒出陣式
1944年7月25日	サイパン島殉忠玉砕英霊追会、決起奉答宣誓式
1944年12月8日	大東亜戦争3周年記念報国法要並びに神風特別攻撃隊忠死者追弔法要

《聖教の不拝読》

国との関係の中で宗門が採った方策に、聖教の不拝読がありました。当時は「聖教問題」などと称され、戦後は「聖典削除」などと呼ばれています。

1936（昭和11）年、勸学寮において『教行証文類』後序における「主上臣下」、『御伝鈔』上四段の引用箇所において、伏字にするなどの決定がなされました。1939（昭和14）年、文部省より、龍谷大学予科の教科書『真宗要義』について修正命令が出されました。この頃から、聖典の全面的な検討が進められ、1940（昭和15）年、「聖教の拝読ならびに引用の心得」を作成し、全教区管事などに配布しました。『教行証文類』『和讃』『御伝鈔』などで天皇不敬とされたご文や国体に関連すると理解された文言を、伏字や書き替え、不拝読・不引用によって制限するものでした。

「聖教の拝読ならびに引用の心得」に対しては、各地で反対運動がありましたが、「王法為本の宗風を遵守して国体明徴の周到を期せんが為」（「聖教拝読並ニ引用ノ心得」内示趣旨）

として、宗祖の意志にかなうものと説明されました。

当時の執行長より、次のような通達が出されています。

先般御聖教拝読並に引用に関する心得を内示を以て通知致し置き候処、尚多少の疑義を生じたる憾みも有之やに存ぜられ候に付ては、右内示の趣旨は一に王法為本の宗旨を開顕し、国体明徴の宗徳を發揮せむがために外ならざるものに有之候へば、時局を考慮し、この上共十二分に宗旨の徹底を期し、誤解を生ぜざるよう

聖教の不拝読・不引用は、「王法為本」の宗旨、「国体明徴」の宗徳を明らかにするための施策として進められました。

《聖徳太子奉安に関する法式変更》

1934（昭和9）年に本山や一般寺院などの法式を定めた『法式紀要』が刊行されました。その5年後の1939（昭和14）年に、聖徳太子像を内陣の左余間から右余間へ移して奉安することを定める「聖徳太子奉安様式」（昭和14年9月16日、甲達第22号）が全国の寺院に通達されました。

一、太子御影ヲ本堂内ニ安置スル場合ハ向ツテ右余間ニ奉安スヘシ
追而七高僧御影ハ向ツテ左余間ニ安置ス
由緒宗主御影等安置ノ場合ハ其左側トス

達示の名称としては「聖徳太子」に限られます。しかし、その内容は、本堂余間全体の諸尊安置に関わり、従来の五尊安置様式（本尊、高僧・太子、前住、宗祖）を変更するものでした。

「明治19年宗制」では「但、聖徳太子、七高僧、宗祖大師及歴代宗主ノ影像ヲ安置スルモノハ一宗弘通ノ恩ヲ謝センカ為メノミ」とありましたが、1941（昭和16）年改正の「昭和16年宗制」第七条では「本派ノ本尊ハ阿弥陀如来一仏トス」と規定された後、聖徳太子と七高僧・宗祖・歴代宗主をわける形で規定されました。

本派ハ正法興隆ノ鴻恩ヲ感佩シ其ノ遺訓ヲ仰ギ化風ヲ慕ヒテ聖徳太子ノ影像ヲ安置ス
本派ハ教法弘通ノ恩徳ヲ謝シテ七高僧、宗祖及相承法主ノ影像ヲ安置ス

太子と七高僧を別に扱う意図について、「宗制釈義」（1944年）には「太子崇敬ヲ示シタルモノニシテ、特ニ新宗制ニ於テハ、太子ノ安置ト七高僧等ノ安置トヲ一聯ニ取扱ハザルコトニ就テ意ヲ用ヒラレタリ」（第七条「太子崇敬」）と示されました。

④社会の変容と反戦・非戦の動き

近代以降、徴兵・治安維持・国家総動員といった法体系やシステムが構築されていきました。こうした中で、道徳教育・国民教育が行われました。

特に、日中戦争以降は、物資・労働力をはじめとするあらゆる分野での「総動員」による戦時体制が形成され、経済ばかりでなく、社会が大きく変容していきました。軍需優先の物資動員計画により、食料・衣料・燃料などの供給が減り、生活必需品のほとんどが配給制となるなど、国民生活はあらゆるところで困窮化していきました⁴¹。農村部では男性労働者が大規模に兵員として徴兵・召集されました。労働力不足の中、女性の労働者が増大し、学生・生徒までも次第に勤労働員され、1944（昭和19）年には国家総動員法のもとで女子勤労挺身令・学徒勤労令が出されました⁴²。日本人に限らず、朝鮮や台湾、中国の方々も対象となつて、過酷な環境下で労働に従事しました。

国のために奉仕することが求められる中で、次第に言論統制が強化され、表立って反戦や批判を行うことさえできない抑圧的な社会となっていきました。宗教界では、くり返される戦争に対して、非戦論や好戦論などさまざまな反応がありました。しかし、国家に従うことを前提に戦争を位置付ける論調が主流でした。言論・出版や結社の取り締まりが次第に強化される中⁴³、宗教団体が弾圧される事件も起こりました。本願寺派では、1926（大正15）年に治安警察法違反で禁固刑となった高津正道を、直後に奪度牒処分とし、僧籍を剥奪しました⁴⁴。

近代の日本仏教には、アジアやアメリカなど海外の仏教者と協調し交流していたという一面もあり、その交流の中で、戦争を止める働きかけもありました。しかし、昭和に入り、戦時に至ると、「大東亜建設」にすり替えられていきました⁴⁵。

戦前には、国民道徳によって画一的な人間の理想像が強調され、同一的な思想や儀礼が求められました。それに反した者や団体は咎められ、個人の内面の自由までもが制限されました。

近年、戦時中に生きた人びとの日記や手記（エゴ・ドキュメント）に注目する動きがあります。戦争当時を生きた一人ひとりが、生活の中で戦争をどう受けとめていたのかを明らかにすることは、直接的な暴力ばかりでなく、それにつながるような見えにくい暴力がいかに

41 2020年実施の「宗門寺院と戦争・平和」調査（問18）によれば、1943（昭和18）年以降、戦争によって寺院活動や住職世帯が著しく厳しくなったという回答が多い（『本願寺派寺院と戦争』41頁）。

42 2020年実施の「宗門寺院と戦争・平和」調査（問28）によれば、住職世帯から未婚子女や学徒の動員があった寺院は695（18.2%）にのぼる（『本願寺派寺院と戦争』57頁）。

43 1925（大正14）年制定の治安維持法は、1928（昭和3）年、1941（昭和16）年に対象の拡大や罰則強化などの改正が行われた。

44 『高津正道の僧籍剥奪を問う』（高津正道の僧籍剥奪を問う会 編、法藏館、2024年）参照。1927（昭和2）年、本願寺派は高津正道の奪度牒処分を免除したが、再び得度式を受ける資格を与えるもので、撤回はされていない。

45 中西直樹「戦時下・仏教国際交流の試みと挫折」（『国際社会と日本仏教』所収、2020年）参照。

存在していたのかを知ることにもつながります。

〈第三章 まとめ〉

本章では、近代日本の国家形成と宗教の関係、日清戦争以降の対外戦争と宗門の戦争協力について概観しました。法・経済・思想、あらゆる面で戦争を遂行する体制が構築され、宗門は、国策に追随し戦争の遂行に協力していきました。その内実は、軍隊布教・軍資献納などに加え、組織再編・聖教不拝読・「報国」法要・諸尊安置の変更など、戦争の遂行に資する体制づくりを行いました。それらを支える論理を形成することで、真宗の特殊性や独自性を主張し、他の教団に先立つ積極性もありました。

戦後80年の今、戦争体験者の思いや心情を尋ねていくことはますます困難になってきています。宗門の戦争協力の実態、一人ひとりの戦争体験、さまざまな形で残る戦争の記憶をいかに継承していくのかは、宗門として取り組むべき課題といえます。

IV. 教団による戦争協力とその背景

宗教が原因で、引き起こされてきた戦争があります。宗教は何らかの形で戦争に関与し、精神的に支え、戦争を正当化してしまう側面もあり、近代日本の戦争においては、宗教界全体が戦争の遂行に協力しました。その過程では、国策に随順するための組織・体制を構築し、その支えとなる教会的な論理が形成されていきました。

第IV章では、「「戦後問題」検討委員会答申」の「具体的な戦争協力」として指摘された項目のうち、宗教と国家の関係に関わる「神道非宗教説」、戦争協力を肯定していった背景としての「真俗二諦の教旨」、さらにその展開としての「戦時教学」を取りあげ、宗教と国家・社会との関係について考えていきます。

1. 神道非宗教説

明治以降、国家との関係を深めていった教団の理論的背景を知る上で重要なのが、「神道非宗教説」です。「「戦後問題」検討委員会答申」(教団の具体的戦争協力について・第9)では、「神道非宗教説」に関して、次のようにあります。

教団は明治以来の天皇制国家に随順し、「神道は宗教ではない」と国家の主唱する神道非宗教説に基づく国家神道を容認してきた歴史を有し、侵略戦争を正当化し、「国体」護持を教団の社会的役割の一つとしていた。

戦前には、神・仏・基(教派神道・仏教・キリスト教)の諸宗教は、「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とされました。一方、神社は、「宗教」⁴⁶ではなく「非宗教」であり、「国家ノ宗祀」(1871〈明治4〉年太政官布告)と位置付けられたことで、国民すべてが関わるべき公的な道徳と認識されました。

国家神道(註26参照)が国民に受容されていく前提には、江戸時代末期の神道興隆の状況、例えば平田篤胤らによる復古神道や「ええじゃないか」といった民衆の動きや、天皇の宗教的權威の復活などがあり、明治以降、神道は国家の祭祀として位置付けられました。日露戦争後の「地方改良運動」⁴⁷以降は、地方の行政や生活を神社に結びつけることで地域社会が再編され、神社に全住民が参拝することが当たり前になっていったと考えられています。そして、1940(昭和15)年施行の「宗教団体法」では、神社を対象にしていません。

以下、1936(昭和11)年に勸学寮において聖典削除とともに検討された大麻拝受と公葬の問題を取りあげ、国家神道を容認する中で、宗門としていかなる対応がとられていったのかを確認します。

《大麻の拝受》

「明治19年宗制」には、「自余ノ諸仏菩薩及ヒ神明ヲ奉安セス、然レトモ之ヲ尊敬シテ輕蔑スヘカラサルコトハ宗祖以来ノ垂誡ニアリ」とあるように、神祇不拝が謳われました。しかし、明治から大正にかけて、「神社問題」(神社対宗教問題)が度々生じ、神祇不拝の立場にある真宗として、どう対応するのかが問われたのが、大麻拝受の問題です。「大麻」とは、伊勢神宮で毎年配布される神札のことです。神道が宗教でないとするならば、なぜ真宗では、大麻を受け取らないのかが問題視されました。

1930～31(昭和5～6)年頃、宗門は大麻の拝受について不許可の姿勢をとり、1934(昭和9)年には祈祷の意を含むものは拝受奉安しない旨を一般寺院に指示しています。しかし、1938(昭和13)年には「国民道徳トシテ敬神ヲ奨励シ来レル本宗トシテハ、之ヲ拝受シテ丁重ニ崇敬致スガ俗諦教義上至当」と通達されました。1939(昭和14)年発行の「靖国神社の崇敬」では、「純然たる国民道徳上の崇敬対象」で「宗教的な要素が含まれるものではない」とし、「寧ろ俗諦教旨として、敬神崇祖を強調して参つた真宗としては、鄭重に奉安して崇敬を致すが、その教義に忠なる所以かとも考へられる」(『戦時教学と真宗』第3巻37頁)と、「真俗二諦の教旨」を背景として大麻拝受を正当化しました。1940(昭和15)年には、真宗各派協和会において協議され、「崇祖敬神」「忠君愛国」は当然であって、寺院においては庫裏で奉安すべきとの指針が出されました。宗門内においても、「真宗教徒も日本国民たる以上当

46 宗教…江戸期以前の仏教文献にも見られるが、明治期にキリスト教の受容とともに、religionの訳語として定着していった。当時はキリスト教や仏教など、教祖や教義、教会組織などを有するものを指していたとされる。

47 地方改良運動…日露戦争後、破綻に瀕した市町村などの財政や官吏養成、国民教化などを目的に、内務省主導で進められた運動。

然進んで奉受して敬礼すべきものである」(『皇国宗教としての浄土真宗』附録、『戦時教学と真宗』第1巻324頁)と理解されるに至りました。

《神式による公葬問題》

1882(明治15)年の内務省通達乙第7号では、神官の教導職が廃止され、神官は布教活動から退き、葬儀に関わりを持たないとされました。しかし、戦争による死者が増加するにつれ、「英霊」を神式によって公葬すべきとの主張がなされるようになりました。1937(昭和12)年に皇典考究所・全国神職会によって声明文が出されて以降、公葬問題が高まりをみせました。

大日本仏教会(註38参照)は、1941(昭和16)年に「公葬問題に関する所信」、1943(昭和18)年に「公葬方式制定問題二就テ」の声明を出し、信仰の問題として神式の葬儀を批判しつつ、仏式による公葬の意義を明らかにしました。一方、公葬に関する議論の中では、仏教による葬儀を「国家を鎮護し皇運を扶翼する」と位置付けるものもありました。

大日本帝国憲法下においては、限定付きの信教の自由を有するとされた一方、宗教性があるはずの祭祀が国民のなすべき道徳と位置付けられ、国家の祭祀を司る国家神道と諸宗教とが二重構造をなしていました。そうした関係を論理的に支えたのが神道非宗教説でした。『皇国宗教としての浄土真宗』では「神社をもつて宗教にあらずとなし、これを諸宗の圏外に超然たらしむる必要がある」(『戦時教学と真宗』第1巻312頁)、「行政上並に本質上より考察して、神社は教宗派にあらずといふ結論に到達した」(『同』313頁)などと述べています。

ここで確認した大麻拝受の問題においては、神道の祭祀を否定し得ず、真宗においても祭祀・礼拝が可能であるという論理の転換がなされました。一方、神道非宗教説は、非宗教としての神道を肯定することを可能としました。

2. 真俗二諦の教旨

「戦後問題」検討委員会答申(教団の具体的戦争協力について・第10)では、「真俗二諦の教旨」について、次のように述べられています。

教団の基本方針を教学的に保証していたのが「真俗二諦の教旨」であり、宗祖の教えを「護国の思想」「護国の念仏」というように国家主義的に理解していた。

宗門は、戦時奉公活動・軍隊布教・別院や布教所などの建設・消息の発布など、国策への協力や宣撫活動、戦時翼賛の啓蒙などを行いました。こうした具体的な戦争協力を論理的に支えたのが「真俗二諦の教旨」であり、国体護持や侵略戦争を正当化していったと考えられています。

①法制上の「真俗二諦」

「真俗二諦」や「真諦」「俗諦」の語は、中世真宗の聖教・史資料にも見られます⁴⁸。近世末以降、儒教や神道などからの排仏論が広がる中で、護法・護国といった観点から真宗教義の中核として語られるようになり、明治以降、消息などにおいて使用され、また法制化されていきました⁴⁹。

広如上人の遺訓を明如上人が筆記した『御遺訓御書』（1871〈明治4〉年）には「夫、皇国に生をうけしもの、皇恩を蒙らざるハあらず」、また「希くハ一流の道俗上に示す所の相承の正意を決得し、真俗二諦の法義をあやまらず、現生にハ皇国の忠良となり、岡極の朝恩に酬ひ、来世にハ西方の往生をとけ、永劫の苦難をまぬかる、身となられ候やう、和合を本とし、自行化他せられ候ハ、」（『真宗史料集成』第6巻248～249頁）などがあります。この内容は、以後の消息や訓告などの骨子になったと考えられています。

1876（明治9）年に真宗四派共通の寺法として作成された「宗規綱領」には、「其書タルヤ経論諸書ノ要文ヲ類聚シ、玄ヲ探り幽ヲ闡キ、以テ真俗二諦ノ宗義ヲ大成セリ」（第一編立宗分派之原由、『真宗史料集成』第11巻353頁）、また「而テ本宗ノ教タル、啻ニ来世得脱ノ真門ヲ諭示スルノミニ非ス。今日百般ノ俗事ニ就テ人民当行ノ義務ヲ知ラシム。是ヲ真俗二諦相資ノ教義トス」（第五編 学制、『同』363頁）などがあります。

そして「明治19年宗制」において、「真諦」「俗諦」が法制上で明文化されました。第二章には、聞信・念報を「真諦」、倫理道徳の実践と国家法制の遵守を「俗諦」とする教義理解の枠組みが示されています。

一宗ノ教旨ハ仏号ヲ聞信シ大悲ヲ念報スル、之ヲ真諦ト云ヒ、人道ヲ履行シ王法ヲ遵守スル、之ヲ俗諦ト云、是即チ他力ノ安心ニ住シ報恩ノ経営ヲナスモノナレハ、之ヲ二諦相資ノ妙旨トス

法制上定められたことは、「人道ヲ履行シ王法ヲ遵守スル」ことが、宗門に属する者に課せられたことを意味します。そして「二諦相資」という言葉が用いられたことで、以降、真諦と俗諦をわけ、相互に関係し合うという考え方が宗門内に定着していったと考えられています。

48 中世における「真俗二諦」の用語については、『研修資料 御同朋の社会をめざして～私と教団の差別の現実を改め、真の同朋教団を確立しよう～』（浄土真宗本願寺派基幹運動本部 編、1992年）、『浄土真宗と社会—真俗二諦をめぐる諸問題—』（浄土真宗本願寺派勧学寮 編、永田文昌堂、2008年）他参照。

49 ブックレット基幹運動 No.16『平和シリーズ3 戦争と平和に学ぶ—宗教と国家を考える—』には、「真諦」と「俗諦」のことで、諦とは真理あるいは原理という意味。もともと、真如そのものを示すのが真諦、それが世間にわかるように表現されたものが俗諦であるとして仏教教理を説明したものが真俗二諦。真宗では、真諦を仏法・仏教の教えそのもの、俗諦を国法・王法として理解してきた歴史があり、その時代の権力や風潮に都合よく追従し利用されてきた真俗二諦論が、今、改めて問い直されている」（41頁）と示されている。本論点整理では、近代以降用いられたこの論理を「真俗二諦の教旨」と示す。

②論理の現実化

法制化された「真俗二諦の教旨」によって、国家に有益・有用な教学の形成、国家の方針に沿った教団組織の構築が可能となりました。この論理が戦時に展開された例として、日清戦争時の訓告(1894〈明治27〉年7月31日)には、次のようにあります。

朝鮮ノ事変起リシ以来我法主猊下ニ於テハ深ク事体ヲ恐察シ玉ヒ王法為本ノ宗義ニ本ツキ尽忠報国ノ誠ヲ致サント…(中略)…夫我真宗ハ二諦相資ケテ以テ二世ノ幸福ヲ完全ナラシム。其真諦トハ弘願他力ヲ深信シテ報土得生ヲ決定シ何等ノ事変ニ遭遇スルモ泰然トシテ恐ル、事ナシ。其俗諦トハ忠孝ヲ重ンシ職業ヲ勉メ緩急ニ臨ミ国家ト休戚ヲ同クスルニアリ

「真宗」は、真諦・俗諦の二諦相資によって「二世ノ幸福」を完成する教えであると述べています。「真諦」は弘願他力の深信、報土得生の決定であり、「何等ノ事変ニ遭遇」しても泰然として恐れる必要はなく、「俗諦」は忠孝を重んじて職業に勉めることであり、危急の場合において、国家と一体となるという展開に導いています。こうした論理により、「王法為本の宗義」に基づいて「尽忠報国の誠を致」すことが推進されました。

盧溝橋事件後の訓告(1937〈昭和12〉年9月20日)では、

我等門末ハ政府ノ指示セラレタル要旨ニ順ヒ挙国一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ対処シ尚今後持続スベキ時艱ヲ克服シ愈々 皇運ノ隆昌ヲ扶翼シ奉ルベシ是レ寔ニ真俗二諦ノ教旨ニ恪遵シ朝家ノ御為国民ノ為ニ念仏ヲ申シアハセタマヒサフラハ、メデタフサフラフベシトノ祖訓ニ契当スル所以ナリ……(以下略)

と示されました。時局に対応し、「皇運ノ隆昌ヲ扶翼」すべきことを述べ、「真俗二諦ノ教旨」に厳格に遵い、国のため国民のために念仏することが、宗祖親鸞聖人のお示しにかなうと述べられています。その時局とは、中国における軍事行動であり、国民精神総動員でした。

③戦時における「真俗二諦論」

1940(昭和15)年の「宗教団体法」施行を受けて、翌年改正された「昭和16年宗制」の第二章「教義」には、次のようにあります。

第三条 宗祖見真大師仏説無量寿経ニ依リ七高僧ノ積義ヲ承ケ元仁元年教行信証文類ヲ造リ浄土ノ真仮ヲ判ジテ浄土真宗ヲ開キ信心正因称名報恩ノ教義ヲ大成シ王法為本ノ宗風ヲ顕揚ス是レ立教開宗ノ本源ナリ

第五条 本派ノ教義ハ教行信証ノ四法ヲ立テ専ラ仏号ヲ聞信シ念仏相續シテ大悲ヲ念報

シ獲信ノ一念ニ撰取不捨ノ光益ヲ蒙リ現生ニハ正定聚不退ノ位ニ住シテ国法ヲ遵守シ臣道ヲ履踐シ以テ人生ノ要務ヲ完ウシ当来ニハ必ズ浄土ニ往生シテ滅度ヲ証シ往還ノ二利ヲ満足スルニ在リ

第六条 本派ノ宗風ノ要旨左ノ如シ

- 一 特ニ皇恩ノ辱キヲ感戴シ皇謨翼賛ノ重任ヲ荷負シ敬神崇祖報本反始ノ誠意ヲ抽ツベキコト
- 二 深く因果ノ理ヲ信ジ現世ノ福利ヲ禁厭祈呪等ノ方術ニ求ムベカラザルコト
- 三 常ニ報恩ノ念ヨリ職務ニ精勵シ躬行実践以テ国家社会ニ奉仕スベキコト

第三条では、「信心正因称名報恩」の教義が大成され、「王法為本」の宗風が顕揚されたことが立教開宗の本源であるとしています。第五条では、現世と来世をわけ、前者の内容として「国法ヲ遵守シ臣道ヲ履踐シ以テ人生ノ要務ヲ完ウ」することと述べています。さらに第六条では、「皇謨翼賛」「敬神崇祖」、そして報恩の念から国家社会に「奉仕」することが、真宗の宗風であるとされています。この時の改正に際しては、「真諦」「俗諦」の語が使われず、「臣道実践ノ規範」を示すものとして「王法為本」に変更されました⁵⁰。

近代における「真俗二諦の教旨」に関する議論では、真諦と俗諦を来世と現世、または宗教と政治という形でわけて理解する二元的な考え方など、さまざまな解釈がありました⁵¹。諸説ある中、戦時教学においては真諦を俗諦に一元化していき、仏法を俗諦としての王法遵守に統一して阿弥陀仏と天皇を重ねて理解する説、または皇国に対する忠良の臣民として向かう俗諦に真諦が吸収され、王法に帰一するとの説などが出されていきました。

3、戦時教学

「戦後問題」検討委員会答申（教団の具体的戦争協力について・第2）では、「戦時教学」

50 『宗制釈義』（1944年）では、「王法為本」トハ、真宗々風ノ中核ニシテ、臣道実践ノ規範ヲ示セルモノナリ。コノ王法為本ハ王法仏法並ビ称セラレ、古来依用セル所ニシテ、特ニ蓮如上人ノ常ニ指示セラレタル所ナレバ、旧宗制ニ所謂真俗二諦ノ旨趣ニ替ヘテ之ヲ用ヒタリ（『戦時教学と真宗』第2巻450頁）とある。

51 近代真宗において展開された「真俗二諦」の理解について、以下では山崎龍明 編『真宗と社会—「真俗二諦」問題を問う—」、浄土真宗本願寺派勧学寮 編『浄土真宗と社会—真俗二諦をめぐる諸問題—』、平田厚志『真宗思想史における「真俗二諦」論の展開』他参照。ここでは早島鏡正『親鸞聖人の己証に聞く—真俗二諦論の克服—』（教育新潮社、1998年）に従って代表的な諸説を掲げておく。

- ・真俗一諦説 真諦と俗諦はわかれているが、基本的には一諦とみるべきであるとする説。真諦を中心にみる「真諦一諦説」と俗諦を中心にみる「俗諦一諦説」がある。
- ・真俗並行説 真諦と俗諦は無関係であり、並存・並行しているとする説。
- ・真俗関連説 真諦と俗諦は本来別立するが、深く関連し合っているとする説。
- ・真諦影響説 真諦が一方的に俗諦に影響するとする説。流出説と薫発説（提灯説）がある。
- ・俗諦方便説 俗諦が一方的に真諦に影響するとする説。肯定的方便説と否定的方便説がある。

について、次のように述べられています。

日本教学研究所・思想研究会・戦時教学指導本部などによる教学の刷新、「戦時教学」の形成にいわゆる「教学者」が深く関わり、教学的に戦争行為を肯定した。

1931(昭和6)年の満州事変以降、1945(昭和20)年に至るまで、特に総動員体制下において、「真俗二諦の教旨」を基礎とし、戦争協力を正当化する論理として、教団組織や教学全体が深く関わって、「戦時教学」が形成されていきました。

①国家総動員下の真宗教学

日中戦争開戦後、国民精神総動員・国家総動員体制が敷かれていく中、教団組織や教学は「時局奉公」や「報国」を主とするものへと刷新・再編されていきました⁵²。1937(昭和12)年10月に「本派本願寺 国民精神総動員運動提要」が示され、教区・組・寺を通して、精神的方面と実践的方面での総動員を促しました。教学的な展開を代表する組織が、日本教学研究所、思想研究会、戦時教学指導本部です。

日本教学研究所は、1941(昭和16)年5月、東京に設置されました。仏教を中心とする日本の思想・文化を調査研究するとともに、「天業ヲ翼賛スベキ有意ノ人材」「思想戦士」の育成を目的とする修練が行われ、戦時体制に即応する教学の形成や人材の養成がなされました。

思想研究会は、同年11月に設置されました。日本精神・国民精神や思想問題について調査研究を進め、宗門の報国運動を思想的に意味付ける小冊子が多数発行されました。

戦時教学指導本部は、1944(昭和19)年に設置されました。学説の統一を図り、特に緊要な課題を、「新道義の建設」「皇道と真宗」「死生観」の3部会にわけて審議・研究を進め、『決戦道義—理論篇—前篇』『決戦道義—実践篇—後篇』『皇国宗教としての浄土真宗』『死生観』が発刊されました。これらの書では、皇道に則り、「愚の自覚」を出発点として、「決戦」に挑むための臣民、真宗信徒としての思想・生活倫理などを推奨し、念仏者として取り組むべき「死の解決」については「国家に生命を捧げ」「悦びとして死ぬといふこと」などと示されました。「新道義の建設」「皇道と真宗」「死生観」の3つのテーマは、「決戦布教研究会」(同年11月)において指導され、「戦意昂揚信仰透徹特別布教」(同年12月～翌年3月)においても取りあげられました。

②「戦時教学」の特徴

「戦時教学」においては、阿弥陀仏と天皇を重ねて理解し、帰依仏法と神祇崇拜とを一体

52 赤松徹真「総力戦下の仏教教団と政治—西本願寺教団の場合—」(『佛教学総合研究所紀要』第3号、1996年)、同「総力戦下の戦時教団体制の形成—西本願寺教団の場合—」(『福間光超先生還暦記念真宗史論叢』永田文昌堂、1993年)他参照。

とみて、皇国護持・滅私奉公に努めるべきことが強調されました。『龍谷大学三百五十年史』（通史編上巻・692～693頁）では、「真宗教義の現実性（真宗教徒の社会的国家的実践）の弁証」という課題が浮上し、「真俗二諦論」と密接に関わりつつ、

- (1)真宗の阿弥陀仏にたいする信心と念仏をもって天皇に奉仕する（阿弥陀仏と天皇の重層的理解。天皇帰一）
- (2)敬神の道と帰依仏法（信仏）の道は矛盾しない（真宗信仰と神祇信仰との一体化）
- (3)戦争は聖戦であり大乘仏教の精神と一致する（真宗の聖戦イデオロギーとの一体化）
- (4)真宗の念仏生活と皇民生活とは融合する（真宗の皇道思想との一体化）

といった「宗教報国」の論理が打ち立てられたと指摘されています。

1943（昭和18）年に思想研究会の報告として公表された「大東亜戦下に於ける宗教生活の国家的意義」（『戦時教学と真宗』第3巻所収）では、「大東亜戦争は、その本質に於て、思想戦であり、世界観の戦ひである」、さらに「吾が日本の諸宗教は、大東亜建設に重要な役割を持つて存在しなければならない」「武力戦の目的が皇道開闢、より高き世界観の指導である以上、思想戦こそ大東亜戦の本質でなからねばならない」などと示されています。こうした考え方は、日中戦争の勃発から1か月後に出された外務省情報委員会の時局宣伝資料（『国防と思想戦』、1937年）の「思想戦、経済戦、外交戦は平時に於ても不断に行はれて居る。…（中略）…要するに思想戦は平戦両時を通じて間断なく行はれる一種の文化戦争と云ふべきである」といった内容に合致するものであり、戦争の本質を「思想戦」「世界観の戦ひ」と位置付け、平時・戦時を通じて展開されるとも理解されていました。

「戦時教学」の形成には、外的要因（国民精神総動員運動・国家総動員法・宗教団体会法）ばかりでなく、内的要因（真俗二諦の教旨）があったと考えられています。天皇の名のもとでの戦争は正しい戦争である、正法国家を建設するためには戦いは避けられない、銃後が大切であるなどといった主張がなされていきました。

4、「真俗二諦の教旨」を直視すること

「真俗二諦の教旨」は、明治以降、真諦と俗諦の「相資」の関係として捉えられ、戦時には、俗諦を強調し、真諦を俗諦に一元化させて理解されるようになりました。こうした理解のもと、国家と宗教の関係をいかようにも変容できる論理として機能し、戦争が肯定されていきました。

戦後、戦争協力の背景となったことへの反省がなされ、平和を希求する現代の思潮に合わないという理由で否定するばかりでなく、二元的な見方をいかに超克するのか、といった現代に通底する課題として検討が重ねられてきました。

「2017年意見集約」では、「中立的な立場では「真俗二諦論」になる」「戦争を肯定していった「真俗二諦論」に陥ってしまう」との意見が出されているように、現代においても、宗門

の過去をふまえつつ、宗教と国家や社会の関係を考える上でも、重要な課題であり続けています。「真俗二諦」に関する戦後の議論から、考慮すべき点をいくつか挙げておきます。

《真諦・俗諦の関係性について》

真宗的な「真俗二諦」理解を特徴的にあらわすのが、真諦と俗諦との関係性です。「明治19年宗制」では「二諦相資」の関係、すなわち真諦(聞信・念報)と俗諦(倫理道德の実践と国家法制の遵守)をわけ、二諦は「たすけあう」関係であると示しています。仏法(信心)を「真諦」に限り、世俗社会の現実を「俗諦」として受け入れていくもので、それらを教義の両面として位置付けられました。

一方、戦時には、真諦とわけて捉えられた俗諦を強調し、真諦と一元化させる理解が広まりました。そして、報国に邁進し、戦争に協力していったと考えられます。

このように、真諦と俗諦をわける、また一元化させるという理解に立脚し、信仰を個人の内面に限って、世俗を無批判に正当化し、国策に追従する教団の方針を保証する教学を形成していきました。

宗門では、戦後、「信心の社会性」というテーマが掲げられ、阿弥陀如来の本願を究極のよりどころとして仰ぐ念仏者として、現実社会に存在する課題を自らの問題として問う営みがなされてきました。信仰を、「心の中だけの問題」として捉えるのではなく「現実の生活」の上で考えていく課題でもあります。

《戦前・戦後の連続と非連続》

「真俗二諦の教旨」は、国家との関係を維持していくための論理として、長い歴史を経て形成され、戦時には、戦争に協力し、その遂行を推し進めるための論理として用いられました。

『戦時教学と真宗』(1988年)では、「『戦時教学』の基礎となり母体となった「真俗二諦」の教学を生き延びさせてはならなかった」にもかかわらず、「再出発に当たって自ら担わねばならなかったその課題は全く果たされることがなかった」というよりは、それを課題として担おうとする自覚すら見られなかった」、また「真宗にとって「戦時教学」の清算とは、戦争賛美から戦争反対への態度変更といったレベルの問題であってはならない」(第1巻「はしがき」3頁)と厳しく指摘されています。

また1996(平成8)年の「『戦後問題』検討委員会答申」では、

総力をあげて戦争に協力したこと、戦争の加害者であること、仏教、浄土真宗の名のもとでそれらを行って来たことに、すぐには誠実な目を向けることが出来なかったといえよう。とくに教団の戦争責任を意識にのせることを困難にした一因は、戦時教学の骨格でもあった「真俗二諦の教旨」であり、敗戦後の本格的な教学的検証を等閑視したことが背景にあった。

と指摘されています。

さらには1984（昭和59）年の安居会読における「真俗二諦判決」をめぐって、戦前の「真俗二諦」的信仰理解を払拭し得ていないと指摘されています⁵³。

戦後、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）のもとで、大日本帝国憲法や教育勅語、宗教団体法など国の法律や体制が、順次、改正・廃止されました。宗門では、戦後まもなく、消息の発布、宗制の改正などが行われ、平和に向けた歩みを始めました。

戦後、民主主義が浸透し、経済発展によって国家とは異なるつながり（グローバリゼーション）が広がる中で、現代的な国家の見方が形成されてきました。そうした中で、戦前の国家や政治がいかにあったのかを知ろうとする場合、現代に生きる私たちとは異なる背景のもと、近代をかけて「真俗二諦」の理解が形成され、戦時教学へとつながっていったことを念頭に置かなければなりません。当時の国家への見方（専制性や帝国主義など）は、現代と同じであるとはいえないことに留意しながら、宗門の過去と戦後への連なりを学んでいく必要があります。

《仏教の原理、大乘の実践として》

戦後、「真俗二諦の教旨」を見直す中で、仏法の原理や本来性において捉える、大乘仏教の利他行の実践の一環として考えるなど、さまざまな視点が提起されてきました。

日本仏教における王法・仏法理解や、真諦・俗諦の用法、真宗における真俗二諦の出拠とされてきたご文（『教行証文類』『化身土文類』引用の『末法灯明記』他）の引意など、教学的に問い続けていくべき課題は多くあります。宗祖親鸞聖人は『教行証文類』後序において、「非僧非俗」の立場を表明され、以後、念仏の生活を送られました。聖人における非僧非俗の精神とは何か。信仰は心の内面に限られるのか。国家や社会とどう関係するのか。信仰がどう生き方に表れるのか。こうした問いは、信仰生活と世俗との関係性を捉えていく営みともいえます。

また、実践の一環、つまり念仏者として社会の中でどう行動するかを問う場合、具体的には、平和や環境、人権、いのちといった現代の社会的課題に対してどのように取り組んでいくのかを、真宗の教えを背景として考えていくことになります。

「聖典」の言葉に現代社会で起きていることは書かれていませんから、直接答えを導き出すことはできませんが、私たちの世界はどのようなものであるか、人間はどのような存在であるのかは説かれています。仏の智慧に教え導かれ、宗祖親鸞聖人の「世のなか安穏なれ、仏法ひろまれ」（親鸞聖人御消息）とのお心に立ち返りつつ、「いのち」の尊さにめざめ、自己中心的なあり方を見つめ直す。こうした営みの中に、社会状況を正しく認識し、行動していくことが、私たち自身の課題となります。

53 『研修資料 御同朋の社会をめざして～私と教団の差別の現実を改め、真の同朋教団を確立しよう～』（浄土真宗本願寺派基幹運動本部 編、1992年）52頁参照。

〈第Ⅳ章 まとめ〉

本章では、宗門が戦争協力に至った背景を探ることを目的に、宗門の方針を支えた「神道非宗教説」や「真俗二諦の教旨」を取りあげ、その理解や推移を概観してきました。

なぜ「真俗二諦の教旨」が必要とされ、いかに論理構築されたのか。その特徴はいかなるものなのか。今後、戦争が起きたとき、同じ論理に陥り得る危険性はないのか。宗門の過去を受け、その問題性を学ぶことは、これからの国家と宗教の関係を考えるためにも欠かせません。戦後積み重ねられてきた「真俗二諦の教旨」に関する議論を学び直していかなければなりません。

V. 心安らかな社会の実現に向けて

本論点整理では、世界の現状をふまえ、これまでの平和への取り組みの中で検証されてきた視点を振り返り、日本近代の戦争と宗教、そして本願寺教団の戦争協力の実態と背景を確認してきました。戦争協力の実態、それを支えた国家と宗教の関係や教学的背景を改めて学ぶとき、現代を生きる念仏者として現実に対する固有の認識を持ち、社会的課題に向き合っていくことが、平和への取り組みとなっていきます。

第Ⅴ章では、これまでの議論をふまえ、念仏者として、戦争と平和をめぐるいくつかの問いを考えつつ、宗門としての具体的な平和貢献策を提示いたします。

1. 「戦争と平和」へのいくつかの問い

① 「なぜ戦争は起きるのか」

宗教や民族を問わず、平和を希求する人びとは、同盟や均衡関係の維持、戦争を防ぐための仕組みの構築など、戦争を起こさないための努力を重ねてきました。それにもかかわらず、自らの利益を追求し、他の歴史・文化や言語・宗教、イデオロギーを顧みない動きを背景に、戦争がくり返されてきました。ここに「なぜ戦争は起きるのか」「なぜ戦争はなくなるのか」という根本的な問いが生じてきます。

宗教においては、他者を殺すことを誠める考え方がおおそ共通してある一方で、戦争に対する考え方や見解がさまざまにあります。一切の戦争を否定し平和を希求する「非戦」や「不戦」ばかりでなく、国や権力を守るための戦争は正しいとする「正戦」や「義戦」、神（または超越的な存在）が直接または間接的に命じたもとで人間が行う「聖戦」などです。戦争は、政治・経済・地理的条件・民族問題などが複雑に絡み合って起き、そこに宗教的意味付けや動機を与えることで戦争は正当化されてきました。

「なぜ戦争は起きるのか」「なぜ戦争はなくなるのか」という問いに対しては、地域や時代を超えた、さまざまな専門家の見解を参照することができます。「戦後70年版論点整理」

では、顕在化しにくい貧困・抑圧・差別といった構造的な暴力をなくす、争いの原因となる社会構造を改善するなど、戦争の種をなくす「積極的平和」のための地道な努力が積み重ねられてきたことを確認しました。平和学者ヨハン・ガルトゥングは、「直接的な暴力」や「構造的暴力」を正当化するものとして「文化的暴力」があると指摘しています。異質なものを排除しようとする暴力が、宗教や信条、イデオロギーといった「文化的暴力」を背景とするものならば、暴力は私たち宗教者の問題として受けとめなければなりません。

こうした考究を受けて、仏教の立場から「戦争がなぜ起きるのか」を考える場合、例えば、次のような釈尊の言葉が注目されます。

すべての者は暴力におびえ、すべての者は死をおそれる。己が身にひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ。

すべての者は暴力におびえる。すべての（生きもの）にとって生命は愛しい。己が身にひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ。 (ダンマパダ)

実にこの世においては、怨みに報いるに怨みを以てしたならば、ついに怨みの息むことがない。怨みをすててこそ息む。これは永遠の真理である。 (ダンマパダ)

殺そうと争闘する人々を見よ。武器を執って打とうとしたことから恐怖が生じたのである。 (スッタニパータ)

敵を設定したとき、自らを正当化し、相手が持っているから自分も持たなければならないという恐怖の連鎖が生じる。その連鎖を解いていくために釈尊が勧めているのが、「すべての者」「すべての生きもの」の「いのち」という視点を持って他者と対峙することです。「なぜ戦争は起きるのか」といった問いに対して、国家や力の論理とは別の視点が仏教にはあります。他者との関係において争いの現実を捉えていくことは、戦争を起こさないための重要な視点です。

「戦後70年版論点整理」では、念仏者ならではの役割として「世間で常識とされている価値の転換をうながす」(17頁)ことを挙げています。「2017年意見集約」においても、「仏教によってこそ、対立感と憎悪の連鎖を断ち切る道が拓かれる」(14頁)とし、「国の内外に向け、み教えを正しくわかりやすく伝えることが、仏教徒の緊要な責務であり、それはとりもなおさず、平和創造の真の基盤づくりになる」(14頁)と述べています。

② 「起こった戦争に対して、どう行動するのか」

戦争は、「自国を守るため」「平和の名のもとに」と称し、さまざまな論理や言葉によって正当化されてきました。必要悪として位置付けられ、「尊い犠牲」を払って戦争が遂行されてきました。そこに「仏法の名において」というように、仏教が関与する場面も多くありま

した。

大乘仏典には、実際に争いが起きたときにどうするのかを述べた箇所があります⁵⁴。例えば、『大乘大集地蔵十輪經』では、「先王の遵うところの正法を安立し、一切の国土の人民を撫育して、自国を守護して他の境を侵さず」(『大正新脩大蔵經』第13巻733頁上)、『大方広仏華嚴經』(般若訳・四十華嚴)第11巻には「福慶交ごも至り、万国歡娛す」(『同』第10巻713頁上)とあります。国王は自国の人民を守ること、他国との修交に努めなければならないことが説かれています。

『大薩遮尼乾子所説經』では、戦争状態に入らなければならなくなったときには、人と人が殺し合わない、軍隊同士が衝突しない、敵兵を殺害しないといったことを念ずるなど、できるだけ流血を少なくしていくべきことに配慮する必要があると説かれています。

これらは為政者(国王)に対して説かれた内容ですが、「他」を尊重し「自」を守りながら、国内外が協調して共に生きていく道があることを、仏教は教えてきたと理解できます。他者の立場を尊重し、協調しながら生きていこうとする念仏者として、争いの中であっても対話を重ね、生じてしまう犠牲を最小限にし、争いの中で痛み苦しんでいる人を支えるために何ができるのかを考究し、行動に移すことが、戦争が起きたときになすべきことといえます。

③「平和をいかに考えていくべきか」

第2次世界大戦後、国際連合のもと、すべての個人が幸福で安定的な生活を送ることが肝要であるとして、平等権・自由権・社会権など「基本的人権」「普遍的人権」を尊重するという原則が世界で共有されてきました。平和への学びは、さまざまな領域で進展し、人文科学や自然科学の最先端の知をふまえた横断的な視野から人類の未来を構築していく「平和学」が提唱されてきています。

仏教の立場から「平和」を考えていくことは、「理想的な世界とは何か」という問いについて考えることだといえます。仏教では、「滅」や「涅槃」など、釈尊が明かした真理がそれにあたると考えられます。また『仏説無量寿經』には、「仏の遊履したまふところ」(仏所遊履)、つまり仏教の教えが広まるところには武器をとって争うこともなくなる(兵戈無用)という理想的な平和のすがたが説かれています。

浄土教においては、浄土という真実の世界が説かれてきました。阿弥陀仏は、浄土という仏国土を建立し、本願を信じ念仏する者を浄土に往生させ、仏にしようとして誓われました。阿弥陀仏の光は、我執にしか生きることのできない私たちのすがたを照らし出します。その我執があらわになることで、争いや対立が惹き起こされます。

念仏者は、仏教や真宗の世界観や人間観から、世界や社会のありようを相対化して考える視点を持っています。こうした視点から平和への学びを深めていくことが肝要です。

54 以下、大乘仏典における平和に関しては、中村元「仏教的平和論」(創文社編集部 編『現代宗教講座 第4巻 世界平和と宗教』所収、創文社、1955年)他参照。

④「争いで失われるいのちはどう向き合うのか」

戦争によって、尊い命を失い、住む場所を追われ、生活必需品にも窮してしまう被害が今も生じています。その実態を正しく知り、苦しむ人びとを支援することは、「いのち」の尊厳を重んじる念仏者だからこそ率先して行うべきことです。

今後、戦争が起きたとき、戦死者、戦没者、戦災死者にいかに向き合うのでしょうか。「戦争」と銘を打たれない争いで暴力によって死者が出た場合、または戦闘地域以外で武器によって亡くなる人びとが出た場合、私たちは「全戦没者」として「追悼」するのでしょうか。それとも別の形を模索するのでしょうか。

宗門は、時代や社会状況に応じて、国や軍部の要請に追従した結果、悲惨な戦争に積極的に加担しました。そうした過去を持つ宗門として、すべての「いのち」を重んじて、犠牲者を悼み、苦しみ悩む人びとを支え、さらなる犠牲者を出さないための取り組みを進めていくことが、念仏者の責務といえます。

2. 念仏者として取り組む視点

①世界平和への願いを表明し、共有する

領土の拡大や資源の確保といったむさぼりに起因して、また自らの利益を守るために、自らの正しさを盾に、数多の戦争が起きてきました。20世紀には凄惨を極めた2度の世界戦争があり、今も痛みを抱える方がいます。戦争状態にないとしても、自由や人権がないがしろにされる場面が現実にはあります。

現在、世界には、地球上の生物全体を破滅させるだけの力が存在しています。互いを認めることができず、傷つけ合ってしまう人間のありよう、私の力によって人が傷つく可能性を有していることをよく認識し、あらゆる「いのち」を尊重し、損なわないことが、人間として最も大切にすべきことではないでしょうか。その「いのち」は未来にも開かれていなければなりません。

宗門では、1981（昭和56）年以降、「千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要」を継続して執り行ってきました。「千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要の願い」には次のようにあります。

私たち浄土真宗の教えに生きる者が、その時代、その社会のなかに埋没してしまい、いのちを奪い、いのちの尊厳を踏みにじる戦争という行為に加担し、積極的に協力してきたのも、また私たち教団の歴史であります。（『千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要—平和への願い』、全戦没者追悼法要委員会 編、1991年、2頁）

この法要で体现されてきたのは、戦争に協力した宗門の過去を受けとめ、慚愧の念のもと、すべての戦争で犠牲になられた人びとを追悼しつつ、世界の平和を実現するための願いを共にすることです。一方、戦時の法要は、戦意昂揚に転じて運用されました。こうした事実を過去のものとして、今を生きる者の責任として、「平和」ではない状況に対して私たちの平

和への願いを表明することが、その出発点となります。この法要で行われている「平和の鐘」は、同時代に生きる者として、異なる地にあったとしても、同じ時間に同じ思いを共有できる取り組みと理解できます。

②実際に困っている人に寄り添う

宗門には、み教を広く伝えることに努めつつ、さまざまな社会的課題に対する取り組みを行ってきた蓄積があります。社会的に弱い立場の人びと、理不尽な被害を負わされてきた人びとの思いに寄り添い、立場の相違や対立を超えて対話・交流が重ねられてきました。そのために必要なのは、他者をよく理解することです。

他者に対する正しい知識や現実認識を持つためには、例えば龍谷大学においてウクライナからの避難学生を受けいれているように⁵⁵、同時代で戦争を体験されている方の生の声を聞くことが重要です。他者の思い、声にならない叫びは、他者の置かれた立場を尊重しなければ、さらにいえば、実際に対話・交流を重ね、自らの思いを吐露し合わなければ、本当の意味で理解したことにはなりません。他者の思いを受けとめなければ、平和への思いがあったとしても、独善的なものになってしまいかねません。宗教間での対話、他領域との対話を途切れさせることなく続け、具体的な対応を模索していくことから、諸課題に対する解決の道が形成されていきます。

み仏の教えに導かれ、人びとの悩み苦しみに光を当て、その悩みを共にする。身近なところから、互いに敬い合い支え合って生きる。こうした生き方があらゆる場で実現されていくところから、世界に平和が広がっていきます。

③念仏者としての役割を果たす

宗教は、国家とは異なる世界観を人びとに提示し、国を超えた視点や連携を実現してきました。国や地域、世界の情勢を多角的に読み解き、自らの歴史をふまえて固有の現実認識を持つことによって、社会が一定の方向に移っていく中においても、自らの立脚点にたちどまることができます。一方で、宗門は、世俗的な力に迎合し、「画一的な人間像」のもと戦時奉公体制を築き、戦争に加担していった歴史を有しています。

「戦後問題」検討委員会答申(今日的課題について・第5)では、「国体」護持・奉公を尊んだ「画一的な人間像」が課題とされ、「現代の平和と人権に関わる多様な女性・青年・少年少女などの課題を関係機関が協議すべきである」と提言されました。「2017年意見集約」では、「仏教や浄土真宗の世界観や人間観の立場から平和構築の可能性についての発信をしていくことも私たちにとって重要な課題ではないでしょうか」(9頁)と指摘されました。

戦前には、教育勅語に代表されるように、国民の道徳という形で「皇運扶翼」「滅私奉公」のための国民教化・国民教育が推進されました。戦後、「政教分離の原則」から、公教育に

55 龍谷大学ホームページ (<https://www.ryukoku.ac.jp/ukraine/>) 参照 (2024年12月19日閲覧)。

において宗教教育は忌避されていますが、近年は「期待される人間像」といった形で、「畏敬の念」や「愛国心」を養う「宗教的情操」⁵⁶を涵養するといった教育が進められています。宗教への無知や無関心という課題、宗教心の「涵養」がいかにあるべきなのかという課題は、戦後教育の問題点としても指摘されています。日本人の宗教意識を再認識していくようなあり方で、宗教とは何か、教育の中でどう宗教心を涵養するのかといった課題に取り組んでいかなければなりません。この課題は、次世代への継承や若手僧侶の育成に関わるものでもあります。

④現実から出発する

念仏者は、国や行政などとは異なる立場にありつつ、相応の社会的役割があると考えられます。宗門として、戦前・戦時の反省のもと、戦後の平和やヤスクニ問題への取り組みを継承し、他領域・他団体との関係をいかに構築していくのかは、永続的な課題となります。

現代日本においては、戦争体験のない世代が大勢を占め、戦争の記憶が希薄化しつつあります。そうした中では、戦争の記憶を受け継いでいくとともに、同時代に世界で起きている戦争という現実、苦しみや痛みを抱える人びとが実際にいるという現実から、戦争の実態を知ることが肝要です。人びととの交流や対話を重ね、その願いや思いを聴き、寄り添っていくことは、さまざまな課題に直面したときに念仏者が実践してきたことでもあります。

宗門では、貧困、格差、環境問題⁵⁷、孤立など、「いのち」の尊厳に関わり、生きていくのに困難を伴うさまざまな社会的課題に取り組んできました。社会的課題を「いのち」をゆるがす問題として考え取り組んでいくことは、人びとが安心して暮らしていけることに寄与する点で、平和構築に向けた一助になると考えられます。

私たちが当たり前享受している状況は、だれかの犠牲の上に成り立ってはいないか。他者・他国の人びとは、どう平和を考えているのか。その人びとから現状はどう見えているのか。こうした問いを持つことから、平和への取り組みが始まっていきます。

3、戦後80年にあたっての平和貢献策（提言）

ご門主の「法統継承に際しての消息」には、戦前・戦時において、「時代の常識に疑問を抱かなかつたことによる対応」、「宗門を存続させるための苦渋の選択としての対応」がなされ、「時代の常識を無批判に受け入れ」たことが指摘されています。戦後80年の取り組みは、

56 宗教的情操…人格形成には宗教宗派によらない宗教性や信念が必要であるという理論から生まれた道徳教育に関する概念。明治以降、その理論や実践方法が議論され、1935（昭和10）年には「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」（文部省次官通牒）が出された。戦後、1966（昭和41）年に文部省の中央教育審議会より新たな道徳教育の指針として「期待される人間像」が発表され、その中で「宗教的情操」は「生命の根源」「聖なるもの」に対する「畏敬の念」に由来することが説明された。以後の学習指導要領で「畏敬の念」の語が継続して使用されている。齋藤知明「道徳教育と宗教」（『近代日本宗教史第五巻 敗戦から高度成長へ―一敗戦～昭和中期―』コラム②、春秋社、2021年）参照。

57 「環境問題」に関しては、「環境問題」論点整理」（『宗報』2024年3月号～9月号）参照。

慚愧の念のもと、現実に苦しみ悩む人に寄り添ってこられた人びとの努力を受け継ぎ、宗門としての過去の経験に学び、戦争の記憶をつないでいくことから始め、未来に同じような状況に陥らないために、偏見や誤解を排し、課題を多角的な視点から捉え、人類普遍の課題として、具体的な取り組みを継続していかなければなりません。

こうした観点から、以下、7つの平和貢献策を提示いたします。内容や方法がさまざまに吟味され、実践が重ねられていくことこそが、宗門全体として世界の平和構築に寄与する取り組みとなります。

《戦後80年にあたっての平和貢献策》

①法要の充実

～平和への願いを内外に示す～

〈目 標〉 千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要の願いを受け、あらゆる地域、あらゆる世代の人びとと、平和への願いを共有する。

〈具体策〉 ・千鳥ヶ淵法要にて、戦後80年にあたって平和への願いを新たにする。
・宗派、教区・組・寺院、教化団体などにおいて法要や集いを開催する。

②貧困への取り組み

～争いの原因となるあらゆる暴力を解消する～

〈目 標〉 国内外で苦しみ、悩みを抱えている人びとに寄り添う。構造的暴力を解消し、その背景にあるみえにくい暴力性、戦争につながる原因などの克服に努める。

〈具体策〉 ・重点プロジェクトで継続的に取り組みを進めてきた貧困問題に取り組む。
・海外開教区・開教地も含めた国内外の交流を盛んにする（③と重複）。

③対話・交流の促進

～異なる立場の人びとの考え方を理解し協働する～

〈目 標〉 宗教間、他領域との対話・交流を活発に行い、立場を超えて多様な価値観を認め合える関係性を構築する。

〈具体策〉 ・海外開教区との連携、国内外の宗教者・仏教者との交流を行う。
・異なる宗教や仏教他派、宗派の異なる地域寺院などとの交流を行う。
・現実に世界で起きている戦争被害者の声を聞く機会を設けるなど、自らの問題として戦争と平和を考える場を創出する。

④人間像の点検

～互いの「いのち」を尊重し、支え合う～

〈目 標〉 仏教や真宗の教えに基づいて人間とは何者であるかを理解し、ともに「いのち」を尊重できる社会を実現する。

〈具体策〉 ・真宗の世界観や人間像を研究する。
・ジェンダー問題など、現代の諸課題に即した研究や実践を行う。

⑤宗教教育の検証と充実

～宗教／宗教者の役割を問い直す～

- 〈目 標〉 公教育や宗教教育における宗教や宗教心に関する議論を深める。
- 〈具体策〉
- ・さまざまな教育課程における宗教や宗教心の涵養に関する問題を整理する。
 - ・国家と宗教の関係を多角的に研究する。
 - ・各種教材・資料等を整理し活用する。

⑥平和への学びに資する場と機会の創出

～戦争の記憶と記録を継承する～

- 〈目 標〉 戦争の記憶と記録に関わる諸史料を整備し、永続的な形で学ぶことができるよう平和学習に資する教材や環境を整備する。
- 〈具体策〉
- ・平和センターの現代的なあり方(デジタル化、アーカイブ化など)を模索する。
 - ・沖縄現地研修や戦跡見学、映画「ドキュメンタリー沖縄戦」の活用などを進める。
 - ・「宗門寺院と戦争・平和」調査(2020年)など戦争の記録に関する諸資料を活用する。

⑦平和学、平和の教化学の構築

～心安らかな社会の実現に向けた教学と実践～

- 〈目 標〉 宗門の戦後の取り組みを継承し、近代仏教など最新の研究成果に注視しつつ、教学的営みと具体的な実践を連動させる。
- 〈具体策〉
- ・浄土宗平和協会や高野山真言宗などで進められている「戦時調査」との比較検証など、宗派の枠を超えて、俯瞰的な視野から戦前・戦時の実態を把握する。
 - ・戦争の遂行を正当化した論理の検証を行う。
 - ・現代社会の課題に即し、世界平和の実現に向けた研究を行う。

おわりに

仏教の平和主義に従えば、戦争をしない道、武器をとらない道をたどるべきことはいまでもありません。しかし、平和を願う思いが等閑視され、自らの論理や主張を盾に戦争が正当化されたとき、多くの人びとが犠牲になるという歴史がくり返されてきました。そして人類の生存すら脅かす軍事力や武器が現前にある今、並大抵の努力では世界平和は実現できません。

宗門では、戦争に積極的に加担した過去を省み、慚愧の念のもと、戦争協力の実態や今日の課題を明らかにし、非戦平和への願いを現実のものとするべく、平和への学びを深め、種々取り組みを進めてきました。本論点整理では、戦後検証されてきた戦前・戦時の宗門の歩みを振り返り、戦争協力の過去やその背景をうかがいつつ、世界の現状を見据えて、私たちの立脚点や、なすべき取り組みを考えてきました。その立脚点とは、「世のなか安穏なれ、仏法ひろまれ」との宗祖親鸞聖人のお心に立ち返り、宗門が戦争に協力した事実とその責任を省み、「いのち」の尊厳をゆるがす問題として、平和への取り組みを積み重ねることです。

戦争に協力した過去を持つ宗門だからこそ、戦争と宗教、国家と宗教がいかなる関係にあったのかという歴史を省みすることは、現実認識の基礎となります。宗教が協力する／協力しないことは何を意味し、何をもたらすのか。そこに、現実生きる個人の思いや感情は無視されていないか。過去を受けとめ、現在の課題として、問い続けていかなければなりません。

戦争を経験していない世代が多くを占めるようになった現代日本においては、戦争の記憶の風化がますます進行しています。戦争がもたらす痛みや苦しみを、戦争体験者一人ひとりの声や、戦後明らかとなってきた戦争の実態から学び、併せて、世界でいま起きている戦争に向き合い、その体験者の声を聴くことは、戦争の現実や痛みを知るための重要なアプローチです。対話や交流を続けることで、平和への道筋が切り拓かれていきます。

そうした意味で、平和学習の場や教材の継承・創造は急務であり、例えば「戦後問題」検討委員会答申」において言及された「平和センター（仮称）」の発足は重要な課題です。戦争の記憶を風化させることなく、戦後80年の間に重ねられてきた平和への取り組みを総合して記録・開示していくようなあり方を追求し、また千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要の願いを体現し、戦後90年、100年に向けた中長期の取り組みを、今から始めなければなりません。

ご門主は「平和を願う法要」（2015年）のご親教において「地上世界のあらゆる人びとが安穏のうちに生きることができる社会」「異なる価値観を互いに認め合い、共存できる社会」を私たちの実現すべき社会として示されました。本論点整理で提示した、平和構築のための念仏者独自の視点や取り組みなどが、各自の創意工夫のもと、宗門内で具体的な実践となって展開され、さらには平和を希求するさまざまな立場の人びとと共鳴し協働していくことで、現実には悩み苦しむ人の力となり、互いに支え合って生きていくことのできる社会、未来に悩み苦しむ人を生み出すことがない社会が実現することを、切に願っています。

■主な参考文献

◎印は浄土真宗本願寺派公式ウェブサイト、*印は総合研究所ホームページにて本文を参照できます。

〈ご消息・ご親教など〉

- 「法統継承に際しての消息」（2014年6月6日）◎
 「伝灯奉告法要についての消息」（2015年1月16日）◎
 「平和を願う法要」（広島平和記念公園）ご門主法話（2015年7月3日、ご親教）◎
 「伝灯奉告法要」ご門主法話「念仏者の生き方」（2016年10月1日、ご親教）◎
 「終戦50周年全戦没者総追悼法要」ご門主法話（1995年、前門様ご親教）

〈戦後・宗門の取り組み関連〉

- 『非戦平和に向けた戦争と人権パネル目録』（基幹運動本部事務局、1994年）
 「「戦後問題」検討委員会答申」（戦後問題検討委員会、1996年）*
 ブックレット基幹運動 No.5『平和シリーズ1 平和問題・ヤスクニ問題研修カリキュラム』（1998年）
 ブックレット基幹運動 No.10『平和シリーズ2 写真に見る戦争と私たちの教団～平和を願って～』（2000年）
 ブックレット基幹運動 No.16『平和シリーズ3 戦争と平和に学ぶ—宗教と国家を考える—』（2007年）
 『知っておきたい〈国家と宗教〉』（「国家と教団」研究会、2009年）
 『浄土真宗総合研究』第9号 特集テーマ《平和と宗教》（浄土真宗本願寺派総合研究所、2015年）*
 「平和に関する論点整理」（浄土真宗本願寺派総合研究所、『宗報』2015年11・12月合併号）*
 「「平和に関する論点整理」をテーマとした公聴会の意見集約」（浄土真宗本願寺派総合研究所、『宗報』2017年8月号）*
 冊子『ごえん』vol.5「平和ってなに？」（浄土真宗本願寺派総合研究所・重点プロジェクト推進室編、2017年）◎
 『増補改訂本願寺史』第3巻（本願寺史料研究所編、本願寺出版社、2019年）
 『本願寺派寺院と戦争—「宗門寺院と戦争・平和」調査報告書』（浄土真宗本願寺派 戦時被災等調査委員会編、浄土真宗本願寺派、2022年）

〈現代と戦争・平和〉

- ヨハン・ガルトゥング『日本人のための平和論』（御立英史 訳、ダイヤモンド社、2017年）
 ノーマ・フィールド『いま、〈平和〉を本気で語るには—一命・自由・歴史—』（岩波ブックレット No.990、2018年）
 ヨハン・ガルトゥング『ガルトゥング平和学の基礎』（藤田明史 訳、法律文化社、2019年）
 井上義和『未来の戦死に向き合うためのノート』（創元社、2019年）
 多賀秀敏『平和学入門1 平和を理解するための思考のドリル』（勁草書房、2020年）
 多賀秀敏『平和学入門2 戦争を理解するための思考のドリル』（勁草書房、2020年）
 東大作『内戦と和平—現代戦争をどう終わらせるか—』（中公新書、2020年）
 池内恵・宇山智彦・川島真・小泉悠・鈴木一人・鶴岡路人・森聡『ウクライナ戦争と世界のゆくえ』（東京大学出版会、2022年）
 柳澤協二・伊勢崎賢治・加藤朗・林吉永『非戦の安全保障論—ウクライナ戦争以後の日本の戦略—』（自衛隊を活かす会編、集英社新書、2022年）

- 東大作『ウクライナ戦争をどう終わらせるか—「和平調停」の限界と可能性—』（岩波新書、2023年）
- 柳澤協二・伊勢崎賢治・加藤朗・林吉永『戦争はどうすれば終わるか？—ウクライナ、ガザと非戦の安全保障論—』（自衛隊を活かす会 編、集英社新書、2024年）
- 土井敏邦『ガザからの報告—現地では何が起こっているのか—』（岩波ブックレット No.1096、2024年）
- 『ピース・アルマナック2024 核兵器と戦争のない地球へ』（梅林宏道 監修、ピース・アルマナック 刊行委員会編著、緑風出版、2024年）

〈浄土真宗と戦争・平和〉

- 梯實圓『教学シリーズ No.2 真俗二諦』（浄土真宗教学研究所 編、1988年）
- 『戦時教学と真宗』第1～3巻（「戦時教学」研究会 編、永田文昌堂、1988～95年）
- 『浄土真宗の平和学』（浄土真宗本願寺派安芸教区 編、同朋舎出版、1995年）
- 『真宗と社会—「真俗二諦」問題を問う—』（山崎龍明 編、大蔵出版、1996年）
- 早鳥鏡正『親鸞聖人の己証に聞く—真俗二諦論の克服—』（教育新潮社、1998年）
- 平田厚志『真宗思想史における「真俗二諦」論の展開』（龍谷学会、2001年）
- 新田光子『原爆と寺院—ある真宗寺院の社会史—』（法藏館、2004年）
- 『浄土真宗と社会—真俗二諦をめぐる諸問題—』（浄土真宗本願寺派勸学寮 編、永田文昌堂、2008年）
- 神戸修『十五年戦争下の西本願寺教団—その思想と行動—』（同和教育振興会、2009年）
- 神戸修『十五年戦争下の西本願寺教団—その思想と行動—（資料編）』（同和教育振興会、2009年）
- 『龍谷大学戦没者名簿』（龍谷大学創立三七〇周年記念誌編纂室 編、龍谷大学、2011年）
- 新田光子『広島戦災児育成所と山下義信—山下家文書を読む—』（法藏館、2017年）
- 『近代東アジアと日本文化』（野世英水・加藤斗規 編、銀河書籍、2021年）
- 元浄公昭『寺録に見る寺院の歴史』（新田光子 監修、永田文昌堂、2021年）
- 新田光子『山下義信と童心寺』（永田文昌堂、2023年）
- 『高津正道の僧籍剥奪を問う』（高津正道の僧籍剥奪を問う会 編、法藏館、2024年）

〈宗教・仏教と戦争・平和・国家など〉

- 中濃教篤・壬生照順『信仰者の抵抗—宗教平和運動の歴史—』（誠信書房、1959年）
- 市川白弦『日本ファシズム下の宗教』（エヌエス出版会、1975年）
- 中濃教篤『天皇制国家と植民地伝道』（国書刊行会、1976年）
- 『講座日本近代と仏教6 戦時下の仏教』（中濃教篤 編、国書刊行会、1977年）
- 『ブッタの真理のことば・感興のことば』（中村元 訳、岩波文庫、1978年）
- 『ブッタのことば スッタニパータ』（中村元 訳、岩波文庫、1984年）
- 『岩波講座宗教 第8巻 暴力—破壊と秩序—』（池上良正・小田淑子・島蘭進・末木文美士・関一敏・鶴岡賢雄 編、岩波書店、2004年）
- 末木文美士『近代日本の思想・再考Ⅱ 近代日本と仏教』（トランスビュー、2004年）
- 阿満利磨『宗教は国家を超えられるか—近代日本の検証—』（ちくま学芸文庫、2005年）
- 『シリーズ 日本近現代史』全10巻（岩波新書、2006～10年）
- 島蘭進『国家神道と日本人』（岩波新書、2010年）
- 小川原正道『近代日本の戦争と宗教』（講談社選書メチエ474、2010年）
- 小川原正道『日本の戦争と宗教1899-1945』（講談社選書メチエ566、2014年）
- 田中伸尚『いま、「靖国」を問う意味』（岩波ブックレット No.929、2015年）
- 大澤広嗣『戦時下の日本仏教と南方地域』（法藏館、2015年）
- ブライアン・アンドレー・ヴィクトリア『〈新装版〉禅と戦争—禅仏教の戦争協力—』（エイミー・

- ルイーズ・ツジモト 訳、えにし書房、2015年）
- 『シリーズ大学と宗教Ⅱ 戦時日本の大学と宗教』（大正大学総合佛教研究所研究叢書、江島尚俊・三浦周・松野智章 編、法藏館、2017年）
- 『仏教史研究ハンドブック』（佛教史学会 編、法藏館、2017年）
- 『日本宗教史のキーワード—近代主義を超えて—』（大谷栄一・菊池暁・永岡崇 編著、慶應義塾大学出版会、2018年）
- 『戦争社会学研究 vol.3 宗教からみる戦争』（戦争社会学研究会 編、みずき書林、2019年）
- 『宗教と社会の戦後史』（堀江宗正 編、東京大学出版会、2019年）
- 伊藤博文『憲法義解』（宮沢俊義 校註、岩波文庫、2019年改版）
- 『国際社会と日本仏教』（龍谷大学アジア仏教文化研究叢書17、楠淳澄・中西直樹・嵩満也 編、丸善出版、2020年）
- 『近代の仏教思想と日本主義』（石井公成 監修、近藤俊太郎・名和達宣 編、法藏館、2020年）
- 『日本宗教史』全6巻（伊藤聡・上島享・佐藤文子・吉田一彦 編、吉川弘文館、2020～21年）
- 『近代日本宗教史』全6巻（島蘭進・末木文美士・大谷栄一・西村明 編、春秋社、2020～21年）
- 近藤俊太郎『親鸞とマルクス主義—闘争・イデオロギー・普遍性—』（法藏館、2021年）
- 『戦後日本の宗教者平和運動』（大谷栄一 編、ナカニシヤ出版、2021年）
- 千々和泰明『戦争はいかに終結したか—二度の大戦からベトナム、イラクまで—』（中公新書、2021年）
- 千々和泰明『戦後日本の安全保障—日米同盟、憲法9条からNSCまで—』（中公新書、2022年）
- 小林惇道『近代仏教教団と戦争—日清・日露戦争期を中心に—』（法藏館、2022年）
- 『論点・日本史学』（岩城卓二・上島享・河西秀哉・塩出浩之・谷川穰・告井幸男 編著、ミネルヴァ書房、2022年）
- 『日中戦争研究の現在—歴史と歴史認識問題』（川島真・岩谷將 編、東京大学出版会、2022年）
- 『増補改訂 近代仏教スタディーズ—仏教からみたもうひとつの近代—』（大谷栄一・吉永進一・近藤俊太郎 編、法藏館、2023年）
- 小川原正道『日本政教関係史—宗教と政治の一五〇年—』（筑摩選書、2023年）
- 福島栄寿『近代日本の国家と浄土真宗—戦争・ナショナリズム・ジェンダー—』（法藏館、2023年）
- 市川白弦『仏教者の戦争責任』（法藏館文庫、2024年）
- 小川原正道『「信教の自由」の思想史—明治維新から旧統一教会問題まで—』（筑摩選書、2024年）
- 『講義 宗教の「戦争」論—不殺生と殺人肯定の論理—』（鈴木董 編、山川出版社、2024年）
- 『学術の動向—科学と社会をつなぐ—』第27巻第12号（2022年12月号、日本学術会議 編集協力）
- 『平和のための宗教 対話と協力』第16号（公益財団法人 世界宗教者平和会議日本委員会、2024年）

* 論文等は割愛した。

本論点整理は、平和への学びを深めるための基礎資料として作成しています。
教区、組、寺院、教化団体の集いや研修会等でご活用ください。（総合研究所）